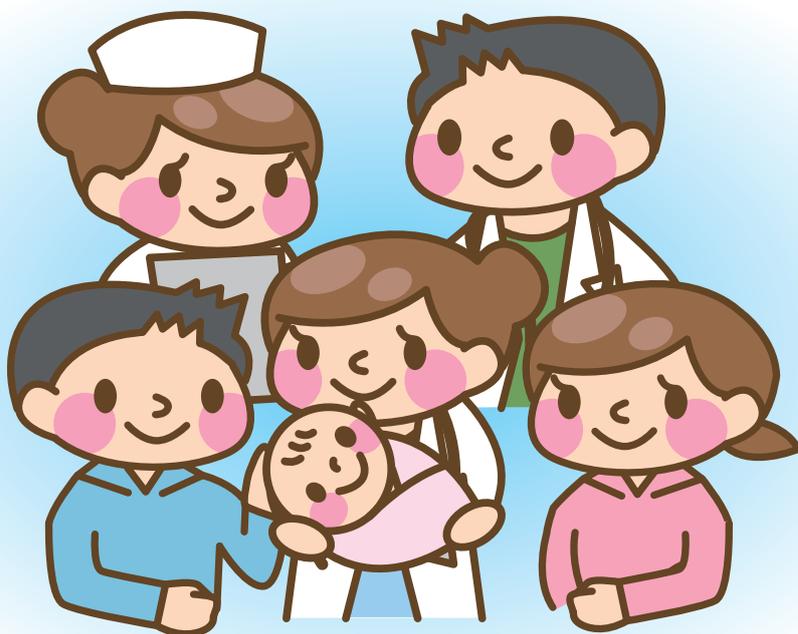


# かごしま市

慢性疾病で療養中のお子さんご家族のための

# 療養生活ガイドブック



困ったこと、相談したいことがあったら、お気軽にご相談ください。

## 鹿児島市 母子保健課

住所 鹿児島市山下町11-1

TEL 099-216-1485 (直通)

本ガイドブックは、市ホームページからでもご覧いただけます。  
二次元コードから簡単にアクセスできます



## ご利用上の注意

○「かごしま市療養生活ガイドブック」は、平成27年にスタートした小児慢性特定疾病自立支援事業において、まずは“知っていただくこと”“生活に役立つこと”を目的として鹿児島市が令和4年12月現在の内容で編集しています。

○紙面の都合上、本文は簡略な説明になっていますので、詳しくは担当課などにお問い合わせください。

○法律の改正などによって記載内容が変わることがあります。

# 目次

---

## はじめに

<b>I 療養生活について</b>	1
<b>II 小児慢性特定疾病医療費助成について</b>	5
<b>III 療養生活を支援する手当・制度</b>	
<b>(1) 医療費の助成について</b>	
こども医療費助成	12
母子・父子家庭等医療費助成	13
重度心身障害者等医療費助成	13
特定疾病療養受療証の交付	14
高額療養費の支給	14
限度額適用認定証等の交付	15
家族療養付加金	15
未熟児養育医療	15
育成医療	16
精神通院医療	17
特定医療費（指定難病）助成	18
医療費控除	18
<b>(2) 子どもの手当</b>	
児童手当	21
児童扶養手当	22
市民福祉手当（遺児等修学手当）	23
<b>(3) 障害者手帳と関連する手当など</b>	
制度	24
①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳	
手当等	25
①特別児童扶養手当 ②障害児福祉手当	
③市民福祉手当（重度障害児手当） ④心身障害者扶養共済制度	
移動や交通サービス	27
①友愛パス ②フェリー運賃の割引 ③JR運賃・航空運賃の割引	
④有料道路通行料金の割引 ⑤友愛タクシー券	
⑥タクシー運賃割引・福祉タクシー ⑦福祉有償運送	
⑧パーキングパーミット制度 ⑨駐車禁止除外指定車標章	

## IV 療養生活に役立つサービス

### (1) 日常生活用具・補装具が必要なとき

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	31
日常生活用具給付事業	33
補装具の交付	33
福祉用具の貸出	33
難聴児補聴器購入費助成事業	34
在宅人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成事業	34
がん患者ウィッグ購入費助成事業	34
若年がん患者に対する療養支援事業	35

### (2) ご家族の介護負担を軽減するサービス

ファミリーハウス	36
訪問看護	36
かごしま子ども在宅療養ナビ「そよかせ」	37
障害者手帳をお持ちのお子さん・難病等のお子さんが利用できるサービス	37
①障害福祉サービス ②居宅介護（ホームヘルプ）	
③移動支援事業（ガイドヘルプ） ④短期入所（ショートステイ）	
⑤日中一時支援事業（日帰りのショートステイ） ⑥入浴サービス	
⑦理髪・理容サービス ⑧寝具の乾燥 ⑨紙おむつ代などの助成	
⑩在宅重度心身障害児家族支援事業	

### (3) きょうだいがいる場合に役立つサービス

保育所・認定こども園（保育所機能）・児童クラブ	42
子育て短期支援事業	42
ファミリー・サポート・センター	43

## V 入園や就学など

### (1) 入園

幼稚園・保育所・認定こども園	44
----------------	----

### (2) 就学・学校生活

就学教育相談～小学校入学前に～	44
幼児・児童・生徒の教育相談	45
特別支援学級・通級指導教室	46
特別支援学校	46
特別支援教育就学奨励費	47
通級指導教室保護者交通費助成事業	47
相談支援ファイル「夢 すこやか ファイル」	47

### (3) 療育

未就学児・就学児の「療育」	47
児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援	48
障害児等療育支援事業	48

## Ⅵ 相談機関や施設など

小児慢性特定疾病に関する相談	49
難病に関する手続きや相談	49
生活・就労支援センターかごしまの自立相談支援員による相談	49
子どもの発達や発育、子育てに関する相談窓口	50
予防接種に関する相談	50
鹿児島市障害者基幹相談支援センター	51
鹿児島県中央児童相談所	51
子ども・家庭110番	51
鹿児島大学病院「遺伝カウンセリング室」	51
鹿児島県小児救急電話相談	52
就職に関する相談窓口	52

## Ⅶ 親の会情報 ～誰かに相談したい・話したいとき～

【疾患全般対象】 にじの会	54
【疾患全般対象】 かごしま難病小児慢性特定疾患を支援する会	54
【疾患全般対象】 COCONOWA	55
【医療的ケア児・重症神経難病者】 鹿児島県医療的ケア児者家族会・鹿児島市医療的ケア児等の家族会	55
【疾患全般対象】 鹿児島リトルベビーサークル ゆるり	55
【小児がん】 小児がんサポート・のぞみ	56
【1型糖尿病】 さくらんぼの会	56
【胆道閉鎖症】 胆道閉鎖症の子どもを守る会 鹿児島支部	56
【心臓病】 一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会 鹿児島支部	56
【てんかん】 公益社団法人 日本てんかん協会（波の会）鹿児島県支部	57
【腎臓病】 NPO法人 鹿児島県腎臓病協議会	57
【ターナー症候群】 M I R A I の会	57
【ダウン症】 OHANA club ～ダウン症育児サークル in 鹿児島～	57
【ダウン症】 日本ダウン症協会 鹿児島支部（つばさの会）	57
【脊髄性筋萎縮症】 鹿児島SMAの会	58
【膠原病】 かごしま膠原病の会（青空の会）	58

<b>VIII 災害時の備え</b> . . . . .	59
1 災害に備える3ステップをご紹介します . . . . .	59
2 あんしんカード . . . . .	60
3 ヘルプカード . . . . .	60
4 『災害時個別支援計画～基本情報シート～』の活用 . . . . .	61
<b>IX 市役所本庁・支所などの連絡先</b> . . . . .	62

## I 療養生活について

### 1 出生から退院までの例

お子さんが小さく生まれたり、大きな病気が見つかったり。病状が落ち着き、やっと自宅に帰れることになってからも、ご家族はお子さんの体やこれからの生活など、悩みが尽きないことでしょう。

ここでは、出生から退院後までの一般的な流れや、小さく生まれた「Aちゃん」のケースをご紹介します。



#### 一般的な流れ

##### \*\*ご出産おめでとうございます\*\*

まずはお名前を決めて、市役所市民課へ**出生届**を出します。同時に**健康保険の加入**や、**こども医療費助成**（⇒P12）、**児童手当**（⇒P21）などの申し込み手続きをします。主治医から指示があった場合は、忘れずに**未熟児養育医療**の申請をしましょう。



##### \*\*自宅に帰るまで\*\*

主治医や助産師・看護師から、退院後のお世話について安心できるまで教えてもらいましょう。自宅に戻ってからの生活が不安な場合は、ご家族と相談しながら子育てをサポートしてくれる保健センター等の地区担当保健師を、病院から紹介してもらいましょう。

また、「お母さんセット」に同封されている**新生児訪問連絡票**はもう提出されましたか？自宅に帰ってから、育児に関する相談や体重測定などが受けられます。



##### \*\*退院おめでとうございます\*\*

待ちに待った退院、おめでとうございます！

産後間もない時期は、多くのお母さんが、涙もろくなったり、不安を感じやすいです。出産した病院で**産婦健診（2週間）**を受け、お母さんの心と体の健康をサポートしてもらいましょう。また、1か月経ったら、出産した病院で**産婦健診（1か月）**とお子さんの1か月児健診を受け、体調などの確認をしましょう。その後は、小児科等でお母さんとお子さんのサポートが受けられます。お母さんセットに綴られている産婦支援小児科等相談受診票を使用しましょう。

生後2か月からは、**予防接種**（⇒P50）も始まりますので確認を。

子育ての悩みは、ご家族だけで悩まず、医療・保健・福祉などのサービスを積極的に利用しましょう。また、**医療費控除**（⇒P18）についても確認しておきましょう。

## ～ 心臓病が見つかったAちゃんの場合 ～

### \*\* 1,500g で生まれた A ちゃんに心臓の病気が見つかりました \*\*

予定日より早く生まれたAちゃん。しばらく病院に入院することになり、主治医の先生からの指示があり、**未熟児養育医療**（⇒P15）の手続きをしました。また心臓の病気も見つかり、不安だったお母さんは、退院前に保健センター等の地区担当の**保健師**を病院から紹介してもらいました。



### \*\* 退院、通院、手術に向けて \*\*

Aちゃんはようやく無事に病院を退院することが出来ました。

入院中に、未熟児養育医療の手続きをしていたため費用は、おむつ代等の保険診療外の負担額ですみました。

退院後、心臓の病気のため、定期的に病院受診し、手術をすることになりました。主治医からの指示があり、入院前に**自立支援医療（育成医療）**（⇒P16）の手続きをし、入院に備えました。その手続きにより、医療費の自己負担は、少なくてすみました。



### \*\* 手術を経験 \*\*

Aちゃんは、無事手術が終わりました。

退院前に主治医の先生が**小児慢性特定疾病**（⇒P5）の医療意見書を書いてくれましたので、母子保健課でその医療費助成の申請手続きをし、後日、助成を受けられるようになりました。その申請手続きの際、制度の説明や親の会があることなどを知りました。今後は主治医の指示のもと、通院を続けながら自宅で様子をみていきます。お母さんは、病院のソーシャルワーカーに相談し、退院前に**訪問看護**（⇒P36）の利用も申し込みました。



### \*\* 無事退院、訪問看護のお手伝いをもらいながら成長 \*\*

自宅での生活が始まりました。退院直後、Aちゃんは心臓の病気から肺に障害があらわれていたため、**小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業**（⇒P31）を利用し、自宅でも使えるネブライザー（吸入器）等の用具をいくつか購入しました。

不安でいっぱいのお母さんでしたが、訪問看護の手助けを受け、**親の会**（⇒P54）で同じような経験をしているお母さんたちと話をしながら、次第に、自宅でのお世話に慣れていくことができました。

Aちゃんは現在、呼吸状態も落ち着き、病院の定期受診を続けながら、成長しています。



\* 未熟児養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病医療費助成における自己負担額は、こども医療費助成制度または母子・父子家庭等医療費助成制度（⇒P13）、重度心身障害者等医療費助成制度（⇒P13）の対象になります。

## 2 先輩からのメッセージ

お子さんが長期にわたり治療を続け、それを支えてきた先輩ママたちからメッセージをいただきました。

### 小児がん(急性リンパ性白血病)のお子さんをもつお母さんより

難病や重い障害を持つ子供は、全国に約 25 万人以上。

鹿児島市にも、病気や障害と闘っている子どもやご家族がたくさんいます。

わが子に重い病気や障害があると知ったとき、平静でいられる親はいません。

「うちの子が病気になるなんて」と悲嘆したり、「なにが悪かったの」と原因を突き止めようとしたり「もっと早く病院に連れてきていればよかったのか」と自責の念にかられ途方にくれるご家族は多いと思います。

私たち家族も末っ子の息子は平成9年の春頃からなかなか治らない風邪でかかりつけの病院に何度も何度も通う中、1歳2ヶ月で急性リンパ性白血病と診断されました。

その日から入院生活が始まり、家族の生活は大きく変わりました。母親の居ない生活は残りの3人の子ども達と主人はとても大変だったと思います。

治療中は、同じ病気のお子さんのご家族と話をすることも無く、誰に相談したくても、そのような会も無く、悶々としていました。

平成13年3月5日、やっと、病院での治療が終わり自宅に帰ることが出来ました。家族6人で一緒に食事が出来ることがとっても幸せでした。

息子の病気のことは、幼稚園、小学校、中学校では、毎年、校長先生はじめ、担任の先生、養護の先生にも、必ずお話してきました。病気の事をオープンにすることは大変悩みました。

本人も成長段階の中で病気の事を話しすることが嫌な時期もあったと思います。外での生活の中で息子にかかわって下さっている方々に病気の事を知って頂き病気の事を理解していただけたらと思ったからです。

息子は今年で26歳になりました。

何年たっても、体を崩すと再発の事ばかりが不安でたまりません。

子どもはどんどん育って大きくなっていくので医療、福祉、教育、大勢の人が連携して関わるのが大事だと思います。

病気のことはなかなか人にはお話ししづらいですが、一人で抱えこまずに、同じ病気の子どもを持つ家族会や自立支援員等の相談窓口を利用していただけたらと思います。

## てんかんのお子さんを持つお母さんより

熱性けいれんをおこす子供でした。最初はびっくりしましたが、熱性けいれんという  
ことで、子供には起こりうることとっていました。それが何回か続くうち、けいれん  
が3分で治まらず、救急車のお世話になり入院することになりました。そこで脳波など  
詳しく調べていただいて“てんかん”と診断されました。親の私がこの病気に偏見があ  
ったのでしょう、どうして・・・という思いでした。また、熱がでないといけいれんを起  
こさないの、幼稚園、学校共に告知せず過ごしてきました。でもこれが果たしてよか  
ったのかは疑問です。もし、学校で大発作でもおこしていたら大変だったと思います。  
その子の症状、周りの病気への理解度にもよるとしています。

子供が成人し、独り立ちした今振り返ってみると、てんかんと診断を受けた時、病気  
をしっかり受け入れ、もっときちんと知る努力をすべきであったと思いました。

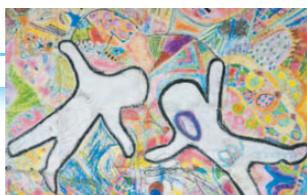
私たち親は、かわいいわが子が思いもかけない病気を告げられると落ち込み、どうして、  
えっ！なに？私のせい？・・・と自分を責めてしまいがちです。同じ病気をもった方、  
ご家族など周りにいらっしゃいます。一人で抱え込まず、相談できるといいなと思います。  
私自身周りに相談できず、悶々とした日々を過ごし、あの時、治療に対してもっと積極  
的に専門の先生と関わる事ができていたらと、悔やむこともあります。

また病気を抱えているとつい、余計な手助けをしながらの子育てになってしまいがち  
です。中学校、高校と思春期を迎える頃、親離れをする時期にこの子は自立した生活が  
できるだろうかと不安な気持ちになることも出てきます。私の場合高校卒業時期に受診  
した先生に子離れの背中を押していただきました。

“お母さん、このままずっと一緒に生活だといつか物事が自分の思い通りにならなかっ  
たとき、全部親のせいにされますよ”と。子供は家を出たがり、親は薬の管理の不安か  
ら自分の見えるところでの生活を望んでいました。

今息子は、県外で独り暮らしをしています。時々電話で“薬、飲んでる？”と聞いた  
りしますが、自分の身体は自分で管理しなければならない状況にあり、仕事も私生活も  
何とかこなしているようです。

診断を受けたばかりの時、治療中真っ只中のときは、なかなか先のことは考えられな  
いかもかもしれません。思い悩んだその時その時に先輩に思いをぶちまけて、乗り切っ  
てほしいと思います。



## II 小児慢性特定疾病医療費助成について

### 1 事業概要

国が指定する小児の慢性疾病に罹患したことにより、長期の療養を必要とする児童に対し、その医療費の一部を助成する制度です。指定医療機関（⇒P8）（院外薬局や指定訪問看護事業所を含む）での保険診療による医療費が対象となります。

認定開始日は、申請受付日からとなりますので、下記2、3に該当し、指定医から医療意見書を書いてもらった日に、母子保健課（Tel: 216-1485）にお電話ください。

### 2 対象者

国が指定する小児の慢性疾病（16 疾患群 788 疾病※令和3年 11 月1日現在）と診断され、かつ国の定める状態の程度にある鹿児島市に居住する 18 歳未満の児童（更新された場合は 20 歳未満まで延長可）

### 3 対象となる主な疾病

- ◇悪性新生物（白血病、髄芽腫など）
- ◇慢性腎疾患（ネフローゼ症候群、IgA 腎症など）
- ◇慢性呼吸器疾患（慢性肺疾患、気道狭窄など）
- ◇慢性心疾患（単心室、ファロー四徴症、心室中隔欠損症など）
- ◇内分泌疾患（クレチン症、成長ホルモン分泌不全性低身長症など）
- ◇膠原病（若年性特発性関節炎、全身性エリテマトーデスなど）
- ◇糖尿病（1 型糖尿病、2 型糖尿病など）
- ◇先天性代謝異常（ファブリー病、グルコーストランスポーター1 欠損症など）
- ◇血液疾患（血友病、再生不良性貧血など）
- ◇免疫疾患（分類不能型免疫不全症、周期性好中球減少症など）
- ◇神経・筋疾患（ウエスト症候群（點頭てんかん）、脊髄髄膜瘤など）
- ◇慢性消化器疾患（潰瘍性大腸炎、胆道閉鎖症など）
- ◇染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群（ダウン症候群、18 トリソミー症候群など）
- ◇皮膚疾患（色素性乾皮症、眼皮膚白皮症など）
- ◇骨系統疾患（骨形成不全症、軟骨無形成症など）
- ◇脈管系疾患（リンパ管腫 / リンパ管腫症、巨大静脈奇形など）

※疾病ごとに認定基準があります。対象の可否については指定医（⇒P8）にご相談ください。

※対象疾病の一覧及びそれぞれの認定基準は、「小児慢性特定疾病情報センター」のホームページをご覧ください。



## 4 申請に必要な書類

### 【全員必要なもの】

- 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（保護者記入）
- 同意書（保護者記入）
- 小児慢性特定疾病医療意見書（指定医記入）
  - ※指定医が「小児慢性特定疾病情報センター」からダウンロードして作成します。
  - ※成長ホルモン治療を行う場合は、成長ホルモン治療用意見書も併せて必要です。
- 健康保険証の写し
  - ア 社会保険、健康保険、共済組合の場合…対象児のみ
  - イ 国民健康保険、国民健康保険組合（医師・歯科医師・土木建築など）の場合
    - …対象児と同じ医療保険に加入している世帯全員分

### 【該当者のみ必要なもの】

市県民税所得額課税証明書などの提出が必要な場合もありますので、確認してください。  
該当年とは、申請受付日が1～6月であれば前年、7～12月であれば今年を指します。

#### 該当年1月2日以降に本市に転入した場合 …… a

- ◆ 市県民税所得額課税証明書（該当年1月1日時点でお住まいの市町村発行のもの）
  - ア 社会保険、健康保険、共済組合の場合…被保険者のみ
  - イ 国民健康保険、国民健康保険組合（医師・歯科医師・土木建築など）の場合
    - …対象児と同じ医療保険に加入している世帯全員分

#### 受診者が国民健康保険組合（医師・歯科医師・土木建築など）の場合 …… b

- ◆ 市県民税所得額課税証明書（該当年1月1日時点でお住まいの市町村発行のもの）
  - …対象児と同じ医療保険に加入している世帯全員分

#### 市県民税額が0円（非課税）の場合

- ◆ 非課税証明書
  - ※鹿児島市国保に加入されている方は不要
  - ※上記 a、b に該当し、市県民税所得額課税証明書を提出済の方は不要
- ◆ 年金・手当等収入状況調査票（保護者記入）
  - ※所得80万円以下の場合

#### 生活保護世帯の場合

- ◆ 生活保護の受給者証の写し及び保護証明書

**国の定める重症患者基準に該当する場合**

- ◆重症患者認定申告書（保護者記入）

**人工呼吸器等を装着している場合**

- ◆人工呼吸器等装着者証明書（指定医記入）

**小児慢性特定疾病に起因する障害により、身体障害者手帳 1・2 級の交付を受けている場合**

- ◆身体障害者手帳の写し

**指定難病の受給者証を持っている場合**

- ◆指定難病の受給者証の写し

**同世帯内に小児慢性特定疾病や指定難病の認定を受けている方がいる場合**

- ◆認定を受けていることがわかる書類（受給者証の写し等）

※必要書類等中で、保護者の方に書いていただく様式については、鹿児島市ホームページからダウンロード可能です。

※申請してから認定がおりるまで、1～2か月ほどかかります。

**既に認定を受けている方が、別の疾病でも認定を受けたい場合**

- ◆小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（保護者記入）
- ◆小児慢性特定疾病医療意見書（指定医記入）
  - ※指定医が「小児慢性特定疾病情報センター」からダウンロードして作成します。
  - ※成長ホルモン治療を行う場合は、成長ホルモン治療用意見書も併せて必要です。
- ◆現在お持ちの受給者証

**既に認定を受けている方が、新たに指定医療機関を追加したい場合**

- ◆小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（保護者記入）
- ◆新たな指定医療機関を受診していることがわかる書類（領収書や診察券の写し等）
- ◆現在お持ちの受給者証



**変更手続きが必要になる場合 ※自己負担上限月額に影響あり**

以下に該当する場合、変更申請受付日の翌月から自己負担上限月額が変更になる可能性がありますので、お早めに申請ください。

- 視力・聴覚・上下肢・体幹・脊柱の身体障害者手帳1～2級認定があった場合  
※小児慢性特定疾病に起因するものに限る
- 重症認定基準に該当した場合（指定医からの意見書が必要）
- 保険適用前の医療費総額が月5万円を超える月が年6回以上あった場合
- 被保険者の変更があった場合

**変更手続きが必要になる場合 ※自己負担上限月額に影響なし**

影響がなくても申請が必要です。お早めに申請ください。

- 住所変更した場合
- 保険証・被保険者の変更があった場合

※健康保険証が変更になった場合は、医療機関や薬局での支払いの際にその旨を必ず伝えてください。そのうえで母子保健課へご連絡ください。

**5 指定医・指定医療機関**

小児慢性特定疾病医療費助成事業では、鹿児島市や都道府県等が指定した指定医療機関（薬局・訪問看護ステーション含む）でなければ医療を受けることができません。また、鹿児島市や都道府県等が指定した指定医でなければ医療意見書を書くことができません。鹿児島市が指定する指定医・指定医療機関の一覧は鹿児島市のホームページでご確認ください。鹿児島市以外の指定医・指定医療機関については、それぞれの自治体や県の保健所にご確認ください。



## 6 助成内容

受給者証に記載された指定医療機関あるいは指定薬局及び指定訪問看護ステーションで、受給者証に記載された疾病に対する保険診療による医療費（食事療養費含む）の一部を助成します。助成額は、保護者の市町村民税額等に応じた自己負担上限月額を超える医療費です。（下記【自己負担上限月額】の表参照）

助成後の医療費自己負担分の一部については、こども医療費助成制度または、母子・父子家庭等医療費助成制度、重度心身障害者等医療費助成制度の対象になります。

### 【自己負担上限月額】

（単位：円）

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額（患者負担割合：2割、外来＋入院）		
			一般	重症（※1）	人工呼吸器等装着者
I	生活保護等（※2）		0		
II	市町村民税非課税	低所得者Ⅰ （収入：～約80万円）	1,250		500
III		低所得者Ⅱ （収入：80万円～）	2,500		
IV	一般所得Ⅰ（～市町村民税7.1万円未満）		5,000	2,500	
V	一般所得Ⅱ（～市町村民税25.1万円未満）		10,000	5,000	
VI	上位所得（市町村民税25.1万円以上～）		15,000	10,000	
入院時の食事			1/2自己負担		

※1 下記①または②に該当する場合

①高額な医療が長期的に継続する者

（保険適用前の医療費総額が月5万円を超える月が年間6回以上ある場合）

②重症患者認定基準に該当する者

※2 生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯、又は先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象疾患のり患者は、自己負担額はありませぬ。

## 7 自己負担額の管理

指定医療機関等を受診するごとに、医療受給者証の「自己負担上限月額」の欄に記載された金額内の費用をお支払いいただきます。同一月内で複数回の受診、あるいは複数の指定医療機関の受診等（医療保険各法による院外薬局での保険調剤及び指定訪問看護利用）により支払われた自己負担額の合計額が、「自己負担上限月額」を超えた場合、「自己負担上限月額」を超える額の支払いはありません。

一つの指定医療機関のみを受診する場合は、受診者の同一月内の支払合計額はその医療機関で把握ができますが、複数の指定医療機関（A 病院、B 病院、C 薬局）にかかる場合、各指定医療機関等が、同一月内での支払合計額を把握することができませんので、受診の際は指定医療機関の窓口で、受給者証裏面の「自己負担上限額管理表」に日付や金額等を記入してもらいます。

【受給者証（表面）】

様式第35(第27条関係) (1)

小児慢性特定疾病医療費医療受給者証				
公費負担者番号				
受給者番号				
フリガナ			生年月日	
受診者	氏名			年 月 日
	住所			
	保険者			
	被保険者証の記号及び番号		適用区分	
保護者	フリガナ			続柄
	氏名			
住所				
疾病名				
指定医療機関名			所在地	
全ての指定薬局及び指定訪問看護ステーション				
負担	自己負担上限月額	月額	円	階層区分
	各種軽減措置		受診者と同じ世帯内にある指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成の受給者	
有効期間				
上記の通り認定する。				
年 月 日 鹿児島市長				

【受給者証（裏面）】

自己負担上限額管理表

年月	日付	指定医療機関名	医療費総額 (10割)	自己負担額	自己負担の 累積額(月額)	散取印
年						
月						
年						
月						
年						
月						
年						
月						

有効期間は原則1年間です。例年6月頃に、継続申請の案内をお送りします。

## 8 自己負担額の払戻について

受給者証の交付を受けるまでの間に、認定される有効期間内で、対象疾病にかかる治療等で医療費等（院外薬局及び訪問看護事業者への支払いを含む）を支払い、その額が受給者証に記載された自己負担上限月額を超えた場合、その超えた分を払い戻します。入院されていた場合は食費の2分の1の払い戻しがあります。

また、支払った医療費等のうち、健康保険の高額療養費制度の自己負担上限月額を超える支払いがある場合や、保険者（保険証の発行元）に家族療養付加金の給付制度がある場合は、その給付額をそれぞれ差し引いた後の額が払い戻しの対象になります。健康保険の高額療養費制度の対象になる場合は、高額療養費を保険者に請求手続きの上、高額療養費の支給決定通知書（写し）を添付し、母子保健課に払い戻しの申請をしていただくことになります。

払い戻しに関する申請書は鹿児島市のホームページからダウンロードできます。申請書裏面の小児慢性特定疾病医療費証明書は医療機関で記入してもらう必要があります。申請は、医療を受けた月の翌月から1年以内に行ってください。

- ◆申請書（裏面の証明書を医療機関や薬局で記入）
- ◆受給者証
- ◆通帳の写し（支店名・口座名義等がわかるもの）

## 9 小児慢性特定疾病と指定難病の医療費助成の違い

児童を対象とした小児慢性特定疾病医療費助成制度の他に、大人を対象とした特定医療費（指定難病）助成制度もあります。2つの制度の違いは、小児慢性特定疾病は基本的に18歳未満の児童に限られているのに対し指定難病は年齢の制限がないこと、小児慢性特定疾病の自己負担上限額は原則として指定難病の2分の1の額に定められていること、等があります。

小児慢性特定疾病と指定難病それぞれの対象疾病は異なりますが、共通する疾病もあり、その場合は小児慢性特定疾病と指定難病、両方で申請可能です。ただし、両方の制度を同時に利用することはできず、どちらかを選んで使用していただくことになります。

また、小児慢性特定疾病と指定難病の制度を、それぞれ別々の疾病で認定を受けている場合は併用可能です。その場合、自己負担上限月額の減免措置があります。

申請・問い合わせ先 母子保健課 Tel216-1485

## Ⅲ 療養生活を支援する手当・制度

### 1 医療費の助成について

#### (1) こども医療費助成

##### 対象者

- ◇鹿児島市内に住所のある中学3年生（15歳に達する日※以後の最初の3月31日）までのこども（市町村民税非課税世帯は18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこども）
- ◇健康保険加入者
- ◇生活保護等、他の医療費扶助を受けていないこども ※所得制限はありません

##### 助成額

- ◇3歳未満及び市町村民税非課税世帯  
保険診療による一部負担金の額を助成
- ◇上記以外  
保険診療による一部負担金の額（2か所以上の医療機関等で診療等を受けた場合はその月の合計額）から1か月につき2千円を差し引いた額を助成。

##### 県内の医療機関で受診した場合

医療機関等窓口で保険証に添えて受給者証を提示

- ① 市町村民税非課税世帯のこども…一部負担金の支払いなし
- ② ①以外のこども…医療費支払い後に受給者の口座へ振り込み

##### 県外の医療機関で受診した場合

市役所窓口で領収書を助成金支給申請書に添付し、診療月の翌月～1年以内に提出

##### 【助成の対象外となるもの】 下記のを差し引いた額が助成されます

- ◎ 保険適用外の費用
- ◎ 入院時の食事
- ◎ その他法令等により給付される医療費※
- ◎ 家族療養付加金（⇒P15）
- ◎ 高額療養費（⇒P14）

※ 未熟児養育医療費（⇒P15）、災害共済給付金（学校の管理下で発生した負傷、疾病に対する給付金）、就学援助制度による医療費援助 等

##### 申請・問い合わせ先

こども福祉課児童給付係 Tel.216-1261

※ 各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます。

## (2) 母子・父子家庭等医療費助成

### 対象者

◇母子・父子家庭の児童とその親

◇父母がいない児童

※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにいる人、または一定の障害状態にある20歳未満の人

※所得制限があります

### 必要な手続き等

助成を受けるには、受給資格の申請が必要です。窓口で手続きを行い、受給者証の交付を受けてください。

### 助成内容

保険診療による一部負担金の額を助成します。

※助成の対象外となるものは、こども医療費助成制度（⇒P12）と同じです。

### 申請・問い合わせ先

こども福祉課児童給付係 Tel216-1261

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます。

## (3) 重度心身障害者等医療費助成

### 対象者

ア～ウのいずれかにあてはまる1歳以上の方

ア 身体障害者手帳の1級又は2級をお持ちの方

イ 知能指数35以下（療育手帳のA1、A2等）の知的障害者の方

ウ 身体障害者手帳3級をお持ちで知能指数36以上50以下（療育手帳のB1）の方

### 助成内容

各種健康保険法による医療を受けた場合、その自己負担額が助成されます。事前に登録が必要です。また、各種健康保険法により支払われる「家族療養付加金」や「高額療養費」として還付される金額を除いて助成されますので、別に「高額療養費」の手続き（⇒P14）が必要です。

### 申請・問い合わせ先

障害福祉課障害福祉係 Tel216-1273

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます。

#### (4) 特定疾病療養受療証の交付

##### 対象者

血友病や人工透析を必要とする慢性腎不全、血液製剤に起因する HIV 感染者の方

##### 助成内容

対象疾患に関する治療について、病院等の窓口で「特定疾病療養受療証」を提示することで、一部負担金の上限が原則として1万円（または2万円）となります。一部負担金については、こども医療費助成制度（⇒P12）、母子・父子家庭等医療費助成（⇒P13）または重度心身障害者等医療費助成（⇒P13）の対象になります。

**申請・問い合わせ先** 保険証に記載されている健康保険者にお問い合わせください。

#### (5) 高額療養費の支給

保険を適用して同一の月に医療機関などで支払った一部負担金が高額になったときは、申請すると次の表の自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

##### 【70歳未満の自己負担限度額】

区 分		自己負担限度額（月額）	
所得 <sup>(注)</sup> が 901 万円を超える	ア	252,600 円	総医療費が 842,000 円を超えたときは、その超えた分の 1% を加算する。(140,100 円)
所得が 600 万円を超え 901 万円以下	イ	167,400 円	総医療費が 558,000 円を超えたときは、その超えた分の 1% を加算する。(93,000 円)
所得が 210 万円を超え 600 万円以下	ウ	80,100 円	総医療費が 267,000 円を超えたときは、その超えた分の 1% を加算する。(44,400 円)
所得が 210 万円以下 (市民税非課税世帯を除く)	エ	57,600 円	(44,400 円)
市民税非課税世帯	オ	35,400 円	(24,600 円)

(注) 所得とは、国民健康保険税の算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」のことです。なお、上の表は国民健康保険における所得区分です。社会保険等の被用者保険に加入している場合は異なることがありますので、加入している健康保険にお問い合わせください。

※ 70歳未満の人の場合、合算の対象となる一部負担金は、診療を受けた暦月（1日から末日まで）で各医療機関の、入院・外来別、医科・歯科別で、21,000円以上の保険内の支払いのあるもの（外来診療で院外処方がある場合は、処方箋を出した医療機関の外来分と薬代の合計額が、21,000円以上の保険内の支払いがあるもの）です。食事代や保険外（差額ベッド代等）の支払いは対象になりません。上記の条件を満たしている一部負担金の合計が世帯の限度額を超えた場合、その超えている分が申請することにより支給されます。

※ 表中の（ ）内の金額は診療を受けた月を含む過去12か月間に4回以上自己負担限度額以上の負担があった場合の4回目以降の自己負担限度額です。

**申請・問い合わせ先** 保険証に記載されている健康保険者にお問い合わせください。

## (6) 限度額適用認定証等の交付

事前に限度額適用認定証（市民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を申請し、医療機関などの窓口で提示することで、同一医療機関（入院・外来別、医科・歯科別）での同一月の保険内診療分の支払いが【70歳未満の自己負担限度額】の表（⇒P14）にある自己負担限度額までとなります。

※オンライン資格確認を導入している医療機関では、限度額適用認定証等を提示しなくても、適用される場合がありますので、医療機関でご確認ください。

**申請・問い合わせ先** 保険証に記載されている健康保険者にお問い合わせください。

## (7) 家族療養付加金

加入している健康保険によっては、「高額療養費」に加え、独自の助成を行っている場合があります。制度の有無・内容は、加入している健康保険により異なります。

**申請・問い合わせ先** 保険証に記載されている健康保険者にお問い合わせください。

## (8) 未熟児養育医療

### 対象者

下記の①②のいずれかに該当する乳児

- ①出生時の体重が 2,000 グラム以下
- ②生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

一般状態	ア 運動不安、痙攣があるもの イ 運動が異常に少ないもの
体温	体温が摂氏 34 度以下
呼吸器及び循環器系	ア 強度のチアノーゼが持続するもの、またはチアノーゼ発作を繰り返すもの イ 呼吸回数が毎分 50 以上で増加の傾向にあるか、または毎分 30 以下のもの ウ 出血傾向の強いもの
消化器系	ア 生後 24 時間以上排便のないもの イ 生後 48 時間以上嘔吐が持続するもの ウ 血性吐物、または血性の便があるもの
黄疸	生後数時間以内に黄疸が現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

### 助成内容

指定養育医療機関（お母さんセットに記載）に入院して治療を受ける場合の保険診療（健康保険）による医療費（食事療養費含む）の一部が助成されます。ただし、家族の収入の状況に応じて医療費の一部負担があります。一部負担については、こども医療費助成制度（⇒P12）または母子・父子家庭等医療費助成制度（⇒P13）の対象になります。なお、保険対象外の費用（おむつ代など）は対象となりません。退院までに申請をして

ください。

申請・問い合わせ先 母子保健課 Tel216-1485

## (9) 育成医療

### 対象者

18歳未満の身体に障害がある、または治療を行わないと将来障害を残すと認められる疾患があり、治療によって確実な治療効果が期待できると認められる児童

### 対象となる障害（疾患）

◎肢体不自由 ◎視覚障害 ◎聴覚・平衡機能障害 ◎音声・言語・咀嚼機能障害  
◎心臓機能障害 ◎腎臓機能障害 ◎小腸機能障害 ◎免疫機能障害 ◎肝臓機能障害

### 助成内容

指定医療機関で治療を受ける場合、医療機関で支払う自己負担金は、原則医療費総額の1割となります。ただし、市町村民税の課税状況に応じた自己負担金の上限額（月額）が設けられています（下記表）。なお、入院時食事療養費は助成の対象とはなりません。自己負担については、こども医療費助成制度（⇒P12）または母子・父子家庭等医療費助成制度（⇒P13）、または重度心身障害者等医療費助成（⇒P13）の対象となります。原則事前申請です。認定開始日は申請受付日からとなりますので、病院を受診した日に母子保健課（Tel 216-1485）に連絡してください。

### 【所得区分と負担上限月額】

区分	一定所得以下		中間的な所得		一定所得以上	
	生活保護世帯	市町村民税非課税		市町村民税 < 3.3万円 (所得割)	3.3万円 ≤ 市町村民税 < 23.5万円 (所得割)	23.5万円 ≤ 市町村民税 (所得割)
収入 ≤ 80万円		収入 > 80万円				
負担上限月額	0円	2,500円	5,000円	5,000円 ※3	10,000円 ※3	対象外 ※1
				高額治療継続者 (重度かつ継続) 5,000円 ※2	高額治療継続者 (重度かつ継続) 10,000円 ※2	高額治療継続者 (重度かつ継続) 20,000円 ※2

※1 一定所得以上に該当する世帯は制度の対象外となりますが、高額治療継続者に該当する場合は、制度の対象となります。

※2 高額治療継続者（重度かつ継続）とは、腎臓機能障害（慢性腎不全、腎移植を必要とするもの）、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）の疾患に罹患している児童。もしくは疾病に関わらず、高額な医療費負担が継続する世帯（申請前の1年以内に医療保険の高額療養費を3回以上受けた世帯）に属する児童

※3 令和6年3月31日までの特例措置による負担額（以後、変更の可能性あり）

申請・問い合わせ先 母子保健課 Tel216-1485

(10) 精神通院医療

適正な精神医療を普及し早期治療を図るため、県が指定した医療機関に通院して精神医療を受ける場合に、対象医療費の1割を自己負担とする医療費公費負担制度です。

**対象疾患** 統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、発達障害 など

**助成内容** 指定医療機関で治療を受ける場合、医療機関で支払う自己負担金は、原則医療費総額の1割となります。ただし、市町村民税の課税状況に応じた自己負担金の上限額（月額）が設けられています（下記表）

【所得区分と負担上限月額】

区分	一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
	生活保護世帯	市町村民税非課税		市町村民税 < 3.3万円 (所得割)	3.3万円 ≤ 市町村民税 < 23.5万円 (所得割)	23.5万円 ≤ 市町村民税 (所得割)
		収入 ≤ 80万円	収入 > 80万円			
負担上限月額	0円	2,500円	5,000円	上限なし	上限なし	対象外 ※1
				高額治療継続者 (重度かつ継続) 5,000円 ※2	高額治療継続者 (重度かつ継続) 10,000円 ※2	高額治療継続者 (重度かつ継続) 20,000円 ※2

※1 一定所得以上に該当する世帯は制度の対象外となりますが、高額治療継続者に該当する場合は、制度の対象となります

※2 高額治療継続者（重度かつ継続）とは、統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん等に罹患されている方又は精神医療に3年以上の経験を有する医師が判断した方、精神疾患について作成された『「重度かつ継続」に関する意見書』の提出があった方

申請・問い合わせ先 保健支援課 Tel803-6929

※各保健福祉課でも手続きができます

## (11) 特定医療費（指定難病）助成

### 対象者

難病のうち、国が指定する指定難病に罹患し、重症度など一定の基準を満たしている方  
 ※現在、指定難病としての疾病が指定されています。（詳細は、厚生労働省ホームページ：  
<https://www.mhlw.go.jp>「難病対策」のカテゴリーをご覧ください。）



### 助成内容

特定医療費（指定難病）受給者証に記載された疾病及び当該疾病に付随して発生する傷病に対する医療費の一部が助成されます。

### 申請・問い合わせ先

保健支援課

Tel803-6929

鹿児島県難病相談・支援センター

Tel218-3134

## (12) 医療費控除

その年の1月1日から12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

### 対象となる医療費の要件

- 納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費
- その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費

### 対象となる金額

医療費控除の金額は、次の式で計算した金額（最高で200万円）です。

$(\text{実際に支払った医療費の合計額} - (1) \text{の金額}) - (2) \text{の金額}$

#### (1) 保険金などで補填される金額

(例) 生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など

※ 保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

#### (2) 10万円

※ その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等5%の金額

### 必要な手続き

医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を所轄税務署に対して提出してください。なお、給与所得のある方について、平成31年4月1日以後、給与所得の源泉徴収票は、確定申告書への添付又は確定申告書を提出する際の提示が不要となりました。ただし、確定申告書を作成する際には引き続き給与所得の源泉徴収票が必要となります。

ので、税務署等へお越しになる際は忘れずにお持ちください。

## 提出書類等

医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付してください。医療保険者から交付を受けた医療費通知（注）がある場合は、医療費通知を添付することによって医療費控除の明細書の記載を簡略化することができます。なお、医療費控除の明細書の記載内容を確認するため、確定申告期限等から5年を経過する日までの間、医療費の領収書（医療費通知を添付したものを除きます。）の提示又は提出を求める場合があります。

（注） 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の全ての事項の記載があるもの（後期高齢者医療広域連合から発行された書類の場合は③を除く。）及びインターネットを使用して医療保険者から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者の電子署名並びにその電子証明書が付されたものをいいます。①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

なお、令和4年1月1日以後に令和3年分以後の確定申告書を提出する場合は、上記の医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類に代えて、次のいずれかの書類の添付ができます。

- （1） 社会保険診療報酬支払基金および国民健康保険団体連合会の医療保険者等の医療費の額を通知する書類に記載すべき事項が記載された書類またはその書類に記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面（電子証明等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。（2）において同じです。）
- （2） 医療保険者等の医療費の額を通知する書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面

## セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、自己がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行っているときは、通常の医療費控除との選択により、その年中の特定一般用医薬品等購入費の合計額（保険金等により補填される部分の金額を除きます。）のうち、1万2千円を超える部分の金額（8万8千円を限度）を控除額とするセルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の適用を受けることができます。

問い合わせ先 鹿児島税務署 Tel.255-8111

## 小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給

【参考（日本眼科学会のホームページより）】

小児の弱視、斜視および先天白内障術後の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡およびコンタクトレンズ（以下「治療用眼鏡等」という）の作成費用が、健康保険の適用となり、患者様負担割合以外の額が療養費として償還払い扱いで、患者様に給付されることになりました。

対象年齢は 9 歳未満で、上記の「治療用眼鏡等」が給付対象です。一般的な近視などに用いる眼鏡やアイパッチ、フレネル膜プリズムは対象となっていません。

申請・問い合わせ先 保険証に記載されている健康保険者にお問い合わせください。



## 2 こどもの手当

### (1) 児童手当

#### 対象者

中学校修了前(満15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している方。未成年後見人、父母指定者(父母が国外にいるときに父母が指定)にも支給されます。また離婚協議中のときは、児童を養育している同居の父か母が受給可能です。※証明書類が必要

#### 助成内容

認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで、次の金額が支給されます。ただし、出生・転入等から15日以内に手続きをされないと、支給されない月が発生することがありますのでご注意ください。

#### 【児童一人に対する支給額】

- ◇0歳～3歳未満 : 15,000円(一律)
- ◇3歳～小学校修了前 : 10,000円(第3子以降※は15,000円)  
※「第3子以降」とは、養育している高校卒業まで(18歳到達後最初の3月31日まで)の児童のうち、3番目以降をいいます
- ◇中学生 : 10,000円(一律)
- ◇所得制限限度額以上・上限限度額未満の場合 : 5,000円(一律)
- ◇所得上限限度額以上の場合 : 支給なし

#### 【所得の制限・上限】

申請者の前年分(1月から5月分までの手当については前々年分)の所得が所得制限限度額以上・所得上限限度額未満の場合、手当額は、児童の年齢に関わらず、児童1人につき月額5,000円となります。下記の所得制限・上限限度額は、収入から給与所得控除、医療費等の控除、社会保険料相当額(一律80,000円)を控除した額です。

前年末現在の扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	所得上限限度額(万円)
0人	622.0	858.0
1人	660.0	896.0
2人	698.0	934.0
3人	736.0	972.0
4人	774.0	1010.0
5人	812.0	1048.0

(注) ①所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる方の限度額(所得額ベース)は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額となります。

②扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

申請・問い合わせ先

こども福祉課児童給付係 Tel216-1261

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます

## (2) 児童扶養手当

### 対象者

次の条件にあてはまる「児童」を監護している母、「児童」を監護し生計を同じくする父、または父・母にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けることができます。

なお、「児童」とは18歳に達する日以後、最初の3月31日までをいいます。

また、心身におおむね中程度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同程度以上の障害）がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

### 対象となる場合

- ◇父母が婚姻を解消した児童：離婚
- ◇父又は母が死亡した児童：死亡
- ◇父又は母が重度の障害の状態にある児童：障害
- ◇父又は母の生死が明らかでない児童：生死不明
- ◇父又は母に1年以上遺棄されている児童：遺棄
- ◇父又は母が保護命令を受けた児童：保護命令
- ◇父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童：拘禁
- ◇母が婚姻によらないで懐胎した児童：未婚
- ◇上記以外で父母があきらかでない児童：その他

### 対象とならない場合

- ◇父又は母が婚姻しているとき（内縁関係、同居など婚姻の届をしていないが、事実上婚姻関係と同様の場合も含みます）
- ◇児童が里親に委託されたり児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき
- ◇児童や父や母、又は養育者が日本国内に住んでいないとき

### 助成内容

#### 手当額

（令和5年4月～）

	1人	2人	3人
全部支給	月額 44,140 円	月額 54,560 円	月額 60,810 円
一部支給	所得に応じて月額 44,130 円～10,410 円	所得に応じて 1人の手当額に 10,410 円～5,210 円 までを加算した金額	所得に応じて 2人の手当額に 6,240 円～3,130 円 までを加算した金額

対象児童が4人以上のときは、一人増えるごとに3人目の加算額と同額が加算されます。

## 所得制限限度額表

扶養親族等の数	請求者（本人）		扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円

請求者（本人）の前年（1月から10月までの月分の手当については前々年）の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。

申請・問い合わせ先 **こども福祉課家庭福祉係** Tel216-1260

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます。

### (3) 市民福祉手当（遺児等修学手当）

#### 対象者

次の(1)(2)どちらも満たす方 ※児童が児童福祉施設等に入所しているときは支給されません

(1) 基準日（毎年4月1日）現在で、次のいずれかに該当する義務教育中の児童を養育している方（事実婚がある場合は該当しません。（⑥、⑦を除く））

- ① 父母が離婚している方
- ② 婚姻外の子で父母の一方または両方いない方
- ③ 父か母が死亡している方
- ④ 父か母が法令によって1年以上拘禁されている方
- ⑤ 父母の一方または両方が引き続き1年以上行方不明若しくは養育を怠っている方
- ⑥ 父母の一方または両方が傷病により3年以上療養中で、常時監視または介護が必要である方
- ⑦ 父母の一方が重度障害である方（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級）
- ⑧ 父母の一方が配偶者からの暴力で裁判所からの保護命令を受けた方

(2) 基準日（毎年4月1日）現在で、申請者及び対象児童の住民登録が本市にあり、引き続き1年以上居住していること。

#### 助成内容

児童1人につき年額24,000円（保護者の前年所得が制限額以上のときは12,000円）所得制限については児童手当の所得制限と同額

申請・問い合わせ先 **こども福祉課家庭福祉係** Tel216-1260

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます

## 3 障害者手帳と関連する手当など

### (1) 制度

障害者の方を対象とした手帳には「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があり、手帳を持つことで、福祉サービスや税の減免などが受けられます。

#### ①身体障害者手帳

身体障害者手帳は、申請に基づいて、目や耳、手足などに定められた程度以上の永続する障害がある人に交付されます。

##### 【障害の範囲】

- ◎視覚障害 ◎聴覚障害または平衡機能障害
- ◎音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ◎心臓、じん臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害 ◎肢体不自由

##### 【障害の程度】

障害の程度は、重い方から順に、1級から7級まで分けられています。身体障害者手帳が交付されるのは、各障害程度の総合が1級から6級までの方となります。

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel216-1273

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます

#### ②療育手帳

療育手帳は、申請に基づいて、知的障害者に対して鹿児島県知事から交付されます。

##### 【障害の程度】

障害の程度は、重い方から順に、A1、A2、B1、B2に分けられています。障害の程度は、17歳までの方は県中央児童相談所で、18歳以上の方は県知的障害者更生相談所で判定されます。

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel216-1273

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます

#### ③精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、申請に基づいて、精神障害者に対して鹿児島県知事から交付されます。発達障害や高次脳機能障害と判断された方も申請できます。

##### 【障害の程度】

障害の程度は県精神保健福祉センターで判定され、1級から3級まで分けられています。

申請・問い合わせ先 保健支援課 Tel803-6929

※各保健福祉課（吉田支所・桜島支所・松元支所・郡山支所・喜入地区保健センター）でも手続きができます

## (2) 手当等

### ①特別児童扶養手当

#### 対象者

20 歳未満で身体または精神に重度または中度以上の障害をお持ちの児童を監護している父もしくは母（所得が多い方）、または父母にかわってその児童を養育している方。

#### 対象とならない場合

- ◇児童や、父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ◇児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けられるとき（児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当は年金ではありませんので併給できます）
- ◇児童が、児童福祉施設等（通園施設は除く）に入所しているとき

#### 助成内容

#### 手当額

（児童 1 人あたり）

区分	令和 5 年 4 月～
1 級（重度障害児）	月額 53,700 円
2 級（中度障害児）	月額 35,760 円

対象児童の数と等級に応じて支給されます。ただし、前年（申請月が 1 月から 6 月までの場合は前々年）の所得が限度額以上の場合は、手当の支給が停止されます。

#### 所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	請求者（本人）	配偶者・扶養義務者
0 人	4,596,000 円	6,287,000 円
1 人	4,976,000 円	6,536,000 円
2 人	5,356,000 円	6,749,000 円
3 人	5,736,000 円	6,962,000 円
4 人	6,116,000 円	7,175,000 円
5 人以上	以下 380,000 円ずつ加算	以下 213,000 円ずつ加算

請求者（本人）の前年（1 月から 7 月までの月分の手当については前々年）の収入から給与所得控除等を控除した所得額と上表の額を比較して、支給か支給停止か決定されます。

#### 申請・問い合わせ先

こども福祉課家庭福祉係 Tel.216-1260

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます。

## ②障害児福祉手当

### 対象者

重度の障害のため日常生活において介護を要する 20 歳未満の児童

※対象児童とその扶養義務者について所得制限があります

※児童が施設に入所している場合には支給されません

### 対象となる場合

ア～ウのいずれかにあてはまる方（詳しくはおたずねください）

ア 身体障害者手帳 1 級・2 級（一部該当しない障害があります）をお持ちの児童

イ 療育手帳 A1 を持ちの児童

ウ ア・イと同程度の障害がある児童

### 助成内容

助成金額 15,220 円（月額）（令和5年4月から）

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel216-1273

## ③市民福祉手当（重度障害児手当）

### 対象者

4月1日現在で、本市に引き続き1年以上居住している20歳未満の児童の保護者

※児童が施設に入所している場合や、障害児福祉手当を受給している方には支給されません

### 対象となる場合

ア～エのいずれかにあてはまる方（詳しくはおたずねください。）

ア 身体障害者手帳 1 級・2 級をお持ちの児童の保護者

イ 療育手帳 A1、A2、B1 を持ちの児童の保護者

ウ 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級をお持ちの児童の保護者

※病院に入院措置されている場合を除きます

エ ア・イ・ウと同程度の障害児の保護者

### 助成内容

助成金額 24,000 円（年額）

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel216-1273

## ④心身障害者扶養共済制度

### 対象者

次のア～ウの方を扶養している64歳までの健康な方

- ア 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- イ 療育手帳をお持ちの方
- ウ 身体や精神に、ア・イと同程度の永続的な障害のある方

### 内容

心身障害児（者）を扶養する方（加入者）が生存中に一定額の掛金を払うことで、加入者が死亡または重度の障害者となった場合、残された心身障害児（者）に生涯、年金が支給されます。

**【掛金の金額】** 加入時の年齢によって掛金の金額が決まります。

※市県民税非課税世帯の方及び生活保護受給者は、掛金の減額・免除の制度があります

**【年金の種類】** 1  加入者-20,000円（月額） 2  加入者-40,000円（月額）

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel216-1273

## （3）移動や交通サービス

### ①市電・バス・桜島フェリーの無料パス券（友愛パス）

市内に在住の障害者が市内間で乗り降りする場合に、市電・バス（全社共通）・桜島フェリーを無料で利用できるパス券（友愛パス）を交付します。友愛タクシー券の交付を受けている方は、友愛パスは受けられません。

### 対象者

6歳以上の方で次のいずれかにあてはまる方

- ア 身体障害者手帳1級～4級をお持ちの方（4級は65歳以上）
- イ 療育手帳をお持ちの方
- ウ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- エ 原爆被爆者諸手当を受給されている方

利用交通機関

- ◎市電 ◎市バス（シティービューを含む） ◎桜島フェリー
- ◎民営バス（いわさきコーポレーション・南国交通・JR九州バス）

※ただし、定期観光バスなど特別に運行しているバスは利用できません。

通用区間

鹿児島市内での乗り降りにのみ有効です。

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel216-1273

## ②フェリー運賃の割引

民営の船（船の車両運賃は対象外）も、身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示すると、運賃の割引が受けられます。

**問い合わせ先** 詳しくは各販売窓口などにおたずねください

## ③JR 運賃割引・航空運賃の割引

身体障害者手帳か療育手帳を提示すると JR 運賃、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示すると航空運賃の割引が受けられます。

**問い合わせ先** 詳しくは JR 乗車券販売窓口、各航空会社におたずねください。

## ④有料道路通行料金の割引

次の場合には、有料道路通行料金が 5 割引になる制度を利用できます。この制度は、登録された自動車 1 台についてのみ有効です。

### 割引の対象

- ア 第 1 種身体障害者（児）・第 1 種知的障害者（児）の常時介護人が、障害者（児）本人、同一生計者または日常的に介護している方の名義の自動車等（営業用を除く）を運転し、障害者（児）本人が同乗する場合
- イ 身体障害者手帳をお持ちの方が自分名義または同一生計者の名義の自動車等（営業用を除く）を自分で運転する場合

**申請・問い合わせ先** 障害福祉課障害福祉係 Tel216-1273

## ⑤友愛タクシー券

### 対象者

下記に該当される障害者（児）の方に交付します。友愛パスの交付を受けている方は、友愛タクシー券は受けられません。

身体障害者手帳をお持ちの方	視覚障害 1 級～ 2 級 内部障害 1 級 下肢障害 1 級～ 4 級（4 級は 65 歳以上） 体幹障害 1 級～ 3 級
療育手帳をお持ちの方	A1、A2、A
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	1 級

**申請・問い合わせ先** 障害福祉課障害福祉係 Tel216-1273

## ⑥タクシー運賃の割引・福祉タクシー

身体障害者手帳・療育手帳を提示すると、タクシー運賃の割引が受けられます。また、在宅の重度障害者の社会参加の推進を図るため、車いすや寝台（ストレッチャー）に乗ったまま利用できるタクシーがあります。利用する場合は事前に予約してください。

**問い合わせ先** 詳しくは各タクシー会社におたずねください

## ⑦福祉有償運送

単独で公共交通機関（電車やバス、タクシーなど）を利用して移動することが困難な障害者（児）や要介護認定を受けている方等へ、NPO 法人などが行うサービスです。

### 対象者

本市在住の下表の方及びその付添人 ※友愛タクシー券の使用はできません。

身体障害者手帳をお持ちの方	視覚障害 1 級～2 級 内部障害 1 級 下肢障害 1 級～4 級（4 級は 65 歳以上） 体幹障害 1 級～3 級
療育手帳をお持ちの方	A1、A2、A
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	1 級

**申請・問い合わせ先** 障害福祉課障害福祉係 Tel216-1273

要介護認定を受けている方等についてはお問い合わせください。

## ⑧パーキングパーミット制度（鹿児島県身障者用駐車場利用証制度）

公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方や介護の必要な高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付します。

### 対象者

#### 【有効期間 5 年】

- ◇身体障害により歩行困難な方：基準あり
- ◇知的障害により歩行困難な方：療育手帳の障害の程度欄が「A」、「A1」または「A2」
- ◇精神障害により歩行困難な方：精神障害者保健福祉手帳の等級が「1 級」
- ◇高齢により歩行困難な方：要介護状態区分で「要介護 2」以上の方
- ◇難病により歩行困難な方：特定疾患医療受給者又は特定医療費（指定難病）受給者

#### 【有効期間 1 年未満】

- ◇妊産婦の方：妊娠 7 か月～産後 3 か月（申請手続は、出産予定日の 4 ヶ月前から可能）
- ◇けが人の方：車いす、杖等の使用期間

**申請・問い合わせ先** 県庁障害福祉課 Tel286-2746

ハートピアかごしま Tel220-5165

### ⑨ 駐車禁止除外指定車標章

鹿児島県公安委員会では、歩行の困難な身体障害者等が自動車を利用しやすいように、基準に該当する方に対して、駐車禁止場所において駐車することが可能になる「駐車禁止除外指定車標章」を交付しています。

申請・問い合わせ先 住所地を管轄する警察署へおたずねください。

その他、手帳で利用できる制度や各種料金の割引についてはゆうあいガイドブック（障害福祉課発行）にも掲載されています



## IV 療養生活に役立つサービス

### 1 日常生活用具・補装具が必要なとき

#### (1) 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

##### 対象者

下記の3点を満たす方

- ①小児慢性特定疾病医療費医療受給者証をお持ちで、下段「給付対象種目一覧」の種目毎の「対象者」欄に掲げる要件に該当する方
- ②在宅での療養が可能な方で、日常生活用具の給付を必要とする方
- ③障害者総合支援法などの他の同様な用具給付制度を利用できない方

##### 助成内容

種目ごとに定められた基準額（下段「給付対象種目一覧」の「基準額」欄参照）から、世帯の収入状況に応じた自己負担額を差し引いた額を助成します。なお、用具の購入にかかる費用の内、基準額を上回る分については、自己負担となります。

※決定通知後の購入が対象となります

※決定通知までに3週間から1か月かかります

#### 給付対象種目一覧

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
便器	常時介助を要する者	対象児が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	8年	4,900円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。（ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	166,320円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので対象児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	73,700円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	169,400円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	21,560円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が対象児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	16,500円
車いす	下肢が不自由な者	対象児の身体機能を十分踏まえたものであって必要な強度と安定性を有するもの	5年	77,440円

種目	対象者	性能	耐用年数	種目
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること ア 対象児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8年	66,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象児又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	99,000円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	13,380円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	対象児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	62,040円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	1年	22,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの ※紫外線カットクリームは、基準額を限度とし、1年度に1回の給付となります。	—	41,580円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	39,600円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	5年	173,250円
ストーマ装具(蓄便袋)	人工肛門を造設した者	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	—	113,520円
ストーマ装具(蓄尿袋)	人工膀胱を造設した者	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	—	149,160円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	—	128,700円

※耐用年数の定めがある用具については、耐用年数を経過するまでの間は、原則として用具の再給付を受けることができませんのでご注意ください

※ストーマ装具(蓄便袋・蓄尿袋)、人工鼻は1年度に複数回給付できるものとしませんが、基準額は1年度の給付の合計額が上限となります

申請・問い合わせ先 母子保健課 TEL216-1485

## (2) 日常生活用具給付事業

障害者（児）又は難病患者等の在宅生活をより暮らしやすくするために、日常生活用具を給付します（所得税額に応じた負担金があります）。

対象者	日常生活用具の給付品目等（主なもの）
肢体不自由	特殊寝台、特殊便器、入浴補助用具、特殊マットなど
視覚障害	視覚障害者用時計、ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器など
聴覚障害	聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用屋内信号装置
内部障害	透析液加温器、吸引器、ネブライザー、発電機・バッテリー、ストーマ用装具（消化器系・尿路系）
共通	火災警報器、自動消火器など

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel.216-1273  
保健支援課 Tel.803-6929  
（※精神保健福祉手帳 1 級の方）

## (3) 補装具の交付

障害者（児）又は難病患者等の身体上の障害を補い、身体に必要な機能を獲得するために、次のような補装具の購入・修理・借受けに関わる費用を支給します。（原則 1 割の自己負担があります。） 17 歳までの障害児の方には、児童用の補装具があります。

対象者	補装具の種目（主なもの）
視覚障害者	眼鏡・視覚障害者用安全杖・義眼
聴覚障害者	補聴器・人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）
肢体不自由者	車いす・電動車いす・歩行補助杖（一本杖以外）・歩行器・義手・義足・上下肢装具・座位保持装置・排便補助具・重度障害者意志伝達装置

※品目によっては、鹿児島県身体障害者更生相談所の判定が必要となります。

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel.216-1273

## (4) 福祉用具の貸出

必要な方に、下記の福祉用具を貸し出しています。

種目	対象者	貸与期間
車いす	医療機関への通院、旅行等社会生活上必要とする者	1 か月

※台数に限りがございますのでおたすねください。

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel.216-1273

## (5) 難聴児補聴器購入費助成事業

### 対象者

次のすべてを満たす方。※ただし、保護者の市民税所得割額が46万円以上の世帯は対象外

- ア 18歳未満の難聴児の保護者で本市に居住する方
- イ 原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ウ 補聴器装用により、言語の習得、教育及び社会適応訓練の促進に一定の効果が期待できると医師が認める方

### 助成内容

助成対象：補聴器購入及び修理に係る費用

助成割合：基準価格と申請額のいずれか低い方の金額の2/3

ただし、市民税非課税及び生活保護世帯は全額

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel216-1273

## (6) 在宅人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成事業

### 対象者

次のすべてを満たす方

- ア 在宅で常時、人工呼吸器・酸素濃縮器を使用している方
- イ 身体障害者手帳をお持ちの方で呼吸機能障害の1級又は3級の方
- ウ 生計中心者の前年分所得税が非課税の世帯の方

### 助成内容

人工呼吸器・酸素濃縮器の電気料の一部を助成します。

助成金：月額2,000円

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel216-1273

## (7) がん患者ウィッグ購入費助成事業

がん患者の方の治療や社会生活を支援するため、ウィッグを必要とする方に、購入費用の一部を助成しています。

### 対象者

次のすべてを満たす方

- ア 申請日時点で鹿児島市に住所を有する方
- イ がんと診断され、がん治療による脱毛等に対応するためのウィッグが必要な方

### 助成内容

助成対象：令和5年4月1日以降に購入した全頭用のウィッグ

(脱毛を補う目的で使用するもの)(装着時に皮膚を保護するネットを含む)

※申請は対象者1人につき1回限り、台数は1台に限ります

助成金額：ウィッグ購入額か2万円のいずれか低い方の額

申請期限：対象となるウィッグの購入日の属する年度内

備考：対象者が未成年の場合は、保護者が申請者となります

申請・問い合わせ先 保健予防課 Tel803-6927

## (8) 若年がん患者に対する療養支援事業

若年者のがん患者が住み慣れた自宅で、自分らしく安心して生活が送れるよう、在宅生活を支援し、患者およびその家族の負担軽減を図るため、居宅サービス利用などの経費の一部を助成します。

### 対象者

次のすべてを満たす方

ア 鹿児島市に住所を有する方

イ 40歳未満の方

ウ 在宅生活のため支援及び介護が必要な方

エ 治癒を目的とした治療を行わないがん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

### 助成内容

助成割合：対象サービスの費用（記載の上限額まで）の9割相当額を助成。

対象経費

の上限額：◇訪問介護および訪問入浴介護にかかるサービス費（0歳から19歳まで）

上限月額50,000円 ※注1

◇訪問介護および訪問入浴介護にかかるサービス費および福祉用具貸与の利用料（20歳から39歳まで） 上限月額80,000円

◇福祉用具購入費（20歳から39歳まで） 上限50,000円

◇住宅改修費（0歳から39歳まで） 上限200,000円

◇認定にかかる費用（0歳から39歳まで） 上限5,000円

◇交通費（0歳から39歳まで） 上限7,000円

※注1 18歳または19歳の方で、小児慢性特定疾病医療費助成を受けていない場合は20～39歳のサービスと同様の取扱。

申請・問い合わせ先 保健予防課 Tel803-6927

## 2 ご家族の介護負担を軽減するサービス

### (1) ファミリーハウス ～長期入院中のお子さんの付き添い時に利用できるサービス～

自宅を離れて専門病院で治療を受けることもとご家族がそろって宿泊できる施設です。

連絡先：080-2711-7514（中間） かごしまファミリーハウス

ホスピタル・ホスピタリティ・ハウス（JHHH）ネットワークの

web サイトから情報を得ることができます。



### (2) 訪問看護 ～在宅療養中のお子さんが利用できるサービス～

ご家族が安心して過ごせるように、看護師が家庭を訪問し、お子さんとご家族を支えるサービスです。主治医と連携しながら、病状の観察や医療機器の管理、看護技術等に関する相談や支援を行います。

利用料は医療保険の自己負担分となりますが、小児慢性特定疾病医療費医療受給者証をお持ちの方は、その疾病に関連する訪問看護利用料は受診者証に記載されている自己負担上限月額までになります。

**問い合わせ先** 主治医に相談のうえ、各訪問看護ステーションにお問い合わせください。

鹿児島市指定小児慢性特定疾病医療機関（令和4年3月1日現在）訪問看護事業所  
指定事業所の最新情報については鹿児島市ホームページをご確認ください。（⇒P8）

指定事業所	所在地	電話番号
アドナース鹿児島 訪問看護	薬師 1-20-4 橋口ビル 1 階	230-7482
訪問看護ステーション・アイリス	東谷山 6 丁目 18-8 サンローゼ 202	268-9708
訪問看護ステーションあさがお	谷山中央 2 丁目 4119-23 2 階	813-8886
訪問看護ステーションアンバー	山田町 155-1-4 号棟	204-0753
鹿児島県看護協会訪問看護ステーションかごしま	鴨池新町 21-5	259-7019
鹿児島中央訪問看護ステーション	薬師 1-16-5	252-4878
訪問看護かえりえ宇宿	宇宿 3 丁目 1-1 カワイビル 2 階	214-3013
生協訪問看護ステーション・かもいけ	鴨池新町 5-8	285-6006
訪問看護ステーション きすな	喜入一倉町 5243	343-5507
きゅあステーション 旭生会	谷山中央 5 丁目 39-1	814-7155
訪問看護ステーションさくらじま	野尻町 59	221-2068
さつま訪問看護ステーション谷山	中山町 1470-1	296-9577
訪問看護ステーション 鈴の音	魚見町 125-12-101	260-8265
生協訪問看護ステーション・たにやま	谷山中央 3 丁目 4582	284-9103
訪問看護ステーションてあて	谷山中央 6 丁目 22-24 大野 A P 101	204-9808
訪問看護デイズ	小山田町 5848-5	298-9888

指定事業所	所在地	電話番号
ナカノ訪問看護ステーション	伊敷 3-14-8	218-3003
訪問看護ステーション ファースト	玉里団地 3 丁目 21-7-1F	295-3451
訪問看護ポレポレ	西谷山 2 丁目 7-20	800-4616
平和会訪問介護ステーション紫原	紫原 7-18-28	298-1238
訪問看護・リハビリサービスモーション鹿児島	星ヶ峯 2 丁目 33-8 フォルクス 6 201 号	811-2058
訪問看護ステーション 美都	天保山町 11-8 ファミール美都 4 F	806-5050
訪問看護ステーション みなみ風	下亀尾町 10-3- 1F	813-7650
医療法人徳洲会 鹿児島徳洲会訪問看護ステーションみずほ	南栄 5 丁目 10-51	814-7282
訪問看護ステーション 優美	宇宿 9 丁目 6-5	275-0881
よしの訪問看護ステーション	吉野 2 丁目 17-15	244-5525
訪問看護ステーション わきだ	宇宿 3 丁目 16-17 サンパール 3 F	812-7727

### (3) かごしま子ども在宅療養ナビ「そよかぜ」

医療的ケアや発育・発達のフォローが必要なお子さんと一緒に暮らしていくご家族にとって、役立つ情報を提供するためのウェブサイトです。

URL : <https://www.soyokaze-kagoshima.jp/> 公式 Instagram



問い合わせ先 鹿児島県子ども家庭課 TEL286-2763

### (4) 障害者手帳をお持ちのお子さん・難病等のお子さんが利用できるサービス

#### ①障害福祉サービス

##### 対象者

障害支援区分が区分 1 以上の方。(障害児はこれに相当する心身の状態。)

##### 内容

障害児が利用できる障害福祉サービスには、在宅で訪問を受けたり通所などで利用するサービスとして、「居宅介護（ホームヘルプ）」や「短期入所（ショートステイ）」などがあります。

月ごとの利用者負担には上限があります。障害福祉サービスの負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。また、サービスに要する費用の 1 割相当額の方が低い場合には、1 割相当額を負担することになります。なお、生活保護受給世帯と市町村民税非課税世帯の場合は無料となります。また、本市独自に課税世帯の利用者負担額の 2 分の 1 を助成しています。障害福祉サービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。

申請・問い合わせ先 障害福祉課自立支援係 Tel216-1304  
保健支援課 Tel803-6929  
※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます

## ②居宅介護（ホームヘルプ） ※障害福祉サービスの一つです

### 対象者

障害支援区分が区分 1 以上の方。（障害児はこれに相当する心身の状態。）  
ただし、通院介助（身体介護を伴う）の場合は区分 2 以上に該当し、障害支援区分の認定調査項目のうち該当項目に認定されている場合。

### 内容

- ◆食事・トイレ・入浴の介護や通院の介助（身体介護）
- ◆調理・洗濯・掃除・買い物などの家事サービス（家事援助）
- ◆生活・身上・介護に関する相談や助言（相談助言）

申請・問い合わせ先 障害福祉課自立支援係 Tel216-1304  
保健支援課 Tel803-6929  
※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます

## ③移動支援事業（ガイドヘルプ）

### 対象者

- ア 身体障害者手帳の第 1 種または療育手帳をお持ちの方。
  - イ 精神障害者のうち障害支援区分が区分 1 以上の方で、かつ「行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準表」において 5 点以上の方。
  - ウ 難病患者等で、屋外の移動に困難がある方
  - エ 65 歳到達前の過去 5 年間継続して移動支援の支給決定を受けていた方
- ※重度訪問介護、重度障害者等包括支援、同行援護及び行動援護の利用者は対象外です

### 内容

屋外での移動に困難がある障害者（児）に対し、ヘルパーを派遣し、外出時の支援を行います。

利用料金：1 時間あたり 身体介護を伴う 200 円  
身体介護を伴わない 75 円

（生活保護受給世帯と市町村民税非課税世帯の場合は無料）

基本時間：15 時間／月

申請・問い合わせ先 障害福祉課自立支援係 Tel216-1304  
保健支援課 Tel803-6929  
※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます

#### ④短期入所（ショートステイ） ※障害福祉サービスの一つです。

##### 対象者

障害支援区分が区分 1 以上の方。

障害児は厚生労働大臣が定める区分 1 以上に該当する方。

##### 内容

居宅において障害者（児）の介護を行う人が、疾病その他の理由により介護ができなくなったとき、障害者支援施設や医療施設等への短期間の入所を必要とする障害者（児）に宿泊を伴うサービスを提供します。

なお、介護保険の給付対象者は介護保険のショートステイの利用が優先されます。

申請・問い合わせ先 障害福祉課自立支援係 Tel.216-1304

保健支援課 Tel.803-6929

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます

#### ⑤日中一時支援事業（日帰りのショートステイ）

##### 対象者

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス「短期入所（ショートステイ）」の支給決定を受けている障害者及び障害児。

##### 内容

障害者（児）を介助する方が、疾病その他の理由により在宅での介護ができないときに、一時的に施設が預かるサービスを提供します。

利用料金：一般 1 時間当たり 30 円

医療型 1 時間当たり 40 円

（生活保護受給世帯と市町村民税非課税世帯の場合は無料）

基本時間：30 時間／月

申請・問い合わせ先 障害福祉課自立支援係 Tel.216-1304

保健支援課 Tel.803-6929

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます

#### ⑥入浴サービス

##### 対象者

次のいずれかに当てはまる 65 歳未満の方で、家族の介助だけでは入浴することができない方

ア 身体障害者手帳 1 級または 2 級をお持ちの方

イ 療育手帳 A1、A2、A の知的障害者の方

**助成内容**

ねたきりなどのため家庭での入浴が困難な重度障害者（児）に対して、移動入浴車を派遣します。

利用料：無料

利用回数：1人1か月につき6回以内

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel.216-1273

**⑦理髪・理容サービス****対象者**

65歳未満で、在宅で外出困難な身体障害者手帳の肢体不自由1級、視覚障害1級をお持ちの方

**助成内容**

外出困難な重度の身体障害者（児）に対して、理容業者又は美容業者を自宅へ派遣して、頭髪のカットやひげそりなどのサービスを行います。

利用料：無料（年3回まで）申請月により回数が異なります。

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel.216-1273

**⑧寝具の乾燥****対象者**

65歳未満で、次のアからウのすべてにあてはまる方

ア 在宅でねたきりの重度身体障害者・重度身体障害児

イ 世帯の生計中心者の前年の所得税が非課税の方

ウ 伝染性疾患でない方

**助成内容**

在宅でねたきりの重度の身体障害者（児）に対して、寝具乾燥のサービスを行います。

利用料：無料（年3回まで）

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel.216-1273

**⑨紙おむつ代などの助成****対象者**

3歳以上で、次のア・イの両方にあてはまる方（生活保護受給者および施設入所者を除く）

ア 重度障害者・重度障害児

（身体障害者手帳肢体不自由1級～2級、療育手帳A1、A2、A）

イ 当該重度障害者、重度障害児の係る生計中心者の前年の所得税が非課税の方

## 助成内容

重度の障害があり、在宅又は病院等において紙おむつ・布おむつを使っている方のおむつの購入費用やレンタル費用の一部を助成します。（事前に登録が必要です。）

助成金：月額 4,000 円以内

〔助成金の請求には領収書が必要です。〕

申請・問い合わせ先 障害福祉課障害福祉係 Tel.216-1273

## ⑩在宅重度心身障害児家族支援事業

### 対象者

18 歳未満で、次のいずれかに該当する方

ア 身体障害者手帳 1 級又は 2 級をお持ちの方

イ 療育手帳 A 1 又は A 2 をお持ちの方

ウ 身体障害者手帳 3 級かつ療育手帳 B 1 をお持ちの方

### 支援内容

在宅の重度心身障害児家族の負担軽減を目的に訪問看護を利用した分を助成します。（1 人につき 1 年度あたり 24 時間を上限とし、1 時間あたり 7,500 円を助成）

ご利用の訪問看護ステーションを通じて申請してください。

申請・問い合わせ先 障害福祉課自立支援係 Tel.216-1304



### 3 きょうだいがいる場合などに役立つサービス

#### (1) 保育所・認定こども園（保育所機能）・児童クラブ

保育所・認定こども園（保育所機能）は、ご両親が共に働いていたり、その他の事情により日中お子さんの保育ができない場合に、乳幼児期のお子さんを保育するところです。例えば、お母さんがケアの必要なお子さんを介護しなくてはならない場合に、一定の要件を満たせば、きょうだいが保育所・認定こども園（保育所機能）を利用できる場合があります。（0～2歳児については世帯の所得に応じた保育料が必要です。）利用を希望する場合は、市での利用申込等が必要となりますので市へご相談ください。

また、小学校に就学しているお子さんの場合は、放課後における適切な遊びと生活の場として、児童クラブが設置されています。（保護者負担金あり）

一時預かりを実施している保育所、認定こども園もあります。申し込みや利用料、具体的な相談は各保育所、認定こども園にお問い合わせください。

申請・問い合わせ先	保育所・認定こども園：保育幼稚園課利用調整係	Tel216-1258
	児童クラブ：こども政策課放課後児童育成係	Tel216-1259

#### (2) 子育て短期支援事業

##### ①短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者が病気や育児疲れなどにより一時的に家庭での保育が出来なくなった児童や、夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする母子を、児童福祉施設等で一時的に養育・保護する制度です。

【対象者】 18歳未満の児童及び母子 【利用期間】 原則として7日以内

##### ②夜間養護等(トワイライト)事業

保護者が仕事の都合等により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭での養育ができなくなったときに、その児童を児童福祉施設等で保護する制度です。

【対象者】 18歳未満の児童

【利用期間】 夜間養護事業： 夕方（保育所、幼稚園、小学校終了後）～22時  
休日預かり事業： 朝～夕方（概ね18時）

【実施施設】

- 乳児院（やくし乳児院、鹿児島乳児院）
- 児童養護施設（三州原学園、たらちね学園、桜島学園、仁風学園、愛の聖母園）
- 母子生活支援施設（①の母子保護のみ実施）
- ファミリーホーム（富永さんち、武田ホーム、いのちのき）

※こども家庭支援センター、こども福祉課、又は各支所の福祉課及び保健福祉課にて事前申請が必要です（利用者負担金あり、生活保護世帯等は無料）。

#### 申請・問い合わせ先

児童の養育については こども家庭支援センター相談支援係 Tel808-2665  
母子の保護については こども福祉課家庭福祉係 Tel216-1260  
谷山福祉部福祉課子育て支援係 Tel269-8473

### (3) ファミリー・サポート・センター

育児や家事の援助を受けたい人(依頼会員)と、そのお手伝いを行いたい人(提供会員)が会員となって、子育てをお互いに助け合う組織です。それぞれの条件と希望にあった会員を紹介しています。入会するには講習会の受講が必要です。

#### 対象者

依頼会員

(育児支援)

鹿児島市に居住または勤務する方で、生後6か月から18歳までの子どもがいる方

(家事支援)

鹿児島市に居住する方で、妊娠中又は出産後6か月までの方

【援助できる内容】

- ・ 保育施設の保育開始時まで子どもを預かること
- ・ 保育施設の保育終了後、子どもを預かること
- ・ 学校の放課後、子どもを預かること
- ・ 妊産婦の方の代わりに掃除、洗濯等の家事を行うこと 等

このほかにも、子育てを離れて自分自身の時間を持ちたいという方々に対しても援助ができます。詳しい援助内容はお問い合わせください。

【料金の基準】

一時保育・家事	月～金曜日 7～19時 (休日を除く)	1時間当たり 600円
	上記以外	1時間当たり 700円
軽度の病児保育		1時間当たり 700円

#### 申請・問い合わせ先

ファミリー・サポート・センター Tel226-7855  
(開館時間 9～17時 年末年始除く)  
(中町4-13)

## V 入園や就学など

### 1 入園

#### 幼稚園・保育所・認定こども園

 <p><b>幼稚園</b> 【対象年齢】 満3歳～小学校就学前</p> <p>小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校</p>	<p>昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施しています。</p> <p>利用できる保護者に制限はありません。</p>
 <p><b>保育所</b> 【対象年齢】 0歳～小学校就学前</p> <p>就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育(養護と教育)する施設</p>	<p>就労等のため家庭で保育できない保護者に代わって、0歳から小学校就学前までの乳幼児を保育する児童福祉施設です。</p> <p>朝から夕方の保育のほか、延長保育を実施。</p>
 <p><b>認定こども園</b> 【対象年齢】 0歳～小学校就学前</p> <p>教育と保育を一体的に行う施設</p>	<p>幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。</p> <p>※保育所機能を利用する場合は保育の必要性の認定を受けることが必要です。</p> <p>※施設によって受け入れる子どもの年齢に違いがあります。</p>

※幼稚園及び認定こども園の幼稚園機能を利用する場合は、各施設へご相談ください。

※保育所及び認定こども園の保育所機能を利用する場合は、市での利用申込み等が必要となりますので市へご相談ください。

問い合わせ先 保育幼稚園課 Tel.216-1258

### 2 就学・学校生活

#### (1) 就学教育相談 ～小学校入学前に～

例年、8～11月頃に、特別な支援が必要と思われる幼児及び保護者を対象に就学についての相談を受ける「就学教育相談会」が実施されます。申込は、各幼稚園や保育所等からとなります。就学先は障害の状態等によって小学校の特別支援学級、通級指導教

室、県立の特別支援学校があります。また、障害の状態等により特別支援学校への通学が困難な場合は、特別支援学校の先生が家庭などを訪問して指導をする訪問教育を実施しています。

申込・問い合わせ先 学校教育課 Tel227-1941

## (2) 幼児・児童・生徒の教育相談

### ●市教育相談室（鹿児島市教育委員会）

児童生徒や保護者、広く市民の方々からの教育に関する相談に応じます。学習、進路、不登校、いじめ、子育て等に関する相談がありましたら気軽にご連絡ください。電話相談と来所相談があります。

相談先	相談内容	相談方法等
教育相談	学習、進路、不登校、子育てなど、教育全般に関する相談	電話番号：099-226-1345 ○電話相談 月～金曜日 9:30～20:00 土曜日 9:00～12:00 ○来所相談（事前の予約が必要です） 月～金曜日 10:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 ※どちらも、日曜・祝日・年末年始を除く
いじめ電話相談 ～心のダイヤル～	いじめに関する相談	電話番号：099-224-1179 ○電話相談 曜日や時間は、教育相談と同じです。 ○来所相談（事前の予約が必要です） 曜日や時間は、教育相談と同じです。 ※どちらも、日曜・祝日・年末年始を除く

【場 所】市教育総合センター1階（山下町6-1）

### ●児童生徒の悩み心配ごと電話相談（市青少年育成センター）

児童生徒の悩みや心配ごとの相談に応じています。気軽にお電話ください。

【相談日時】月～金 9:30～17:00

【電 話】224-2000

### ●教育相談（県総合教育センター特別支援教育研修課）

障害や学習面・行動面につまずきのある幼児児童生徒とその保護者からの教育相談を行っています。

【相談時間】月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:00

【電 話】294-2820

【場 所】県総合教育センター（宮之浦町862）

※来所による相談は事前申し込みが必要

### (3) 特別支援学級・通級指導教室

令和4年5月1日現在

障害の種類		設置状況
知的障害	特別支援学級	小学校1 3 5学級、中学校4 8学級
自閉症・情緒障害		小学校2 0 5学級、中学校5 8学級
病弱・身体虚弱		小学校1 4学級、中学校2学級
肢体不自由		小学校1 2学級、中学校1学級
難聴		小学校6学級、中学校3学級
弱視		小学校1学級
言語障害	通級指導教室	名山小・谷山小・原良小・中郡小
自閉症・情緒障害		山下小・谷山小・吉野小・城南小・武岡台小 紫原小・南小・原良小・八幡小・宮川小 皇徳寺中
難聴		鹿児島聾学校
L D ・ A D H D		山下小・川上小・中山小・甲南中

### (4) 特別支援学校

令和5年4月1日現在

障害の種類	就学先・設置状況
知的障害・肢体不自由	県立武岡台特別支援学校・県立鹿児島特別支援学校・ 県立鹿児島南特別支援学校・県立串木野特別支援学校
知的障害	県立鹿児島高等特別支援学校（高等部のみ） 国立大学法人鹿児島大学教育学部附属特別支援学校
聴覚障害	県立鹿児島聾学校
視覚障害	県立鹿児島盲学校
肢体不自由	県立皆与志特別支援学校（小・中学部のみ）
知的障害・肢体不自由・病弱	県立指宿特別支援学校
病弱・肢体不自由	県立加治木特別支援学校

※居住地により通学区域が定められています。

### (5) 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級や特別支援学校などへの就学に必要な経費(給食費・学用品・通学費など)の一部が助成される制度があります(所得制限あり)。

**問い合わせ先** 通学している学校へおたずねください。

### (6) 通級指導教室保護者交通費助成事業

他校の通級指導教室に公共交通機関や自家用車を利用して通級する児童生徒に付き添う保護者に対し、保護者の交通費の一部を助成しています。

**問い合わせ先** 通級先の学校へおたずねください。

### (7) 相談支援ファイル「夢 すこやか ファイル」

お子さんの成長をみんなで見守り、一緒に考え、支援していくために、鹿児島市では、相談支援ファイル「夢 すこやか ファイル」を作成しています。ぜひ、ご利用ください。

○ご利用について

- ・様式につきましては、市のホームページからダウンロードできます。  
(鹿児島市>健康福祉>障害福祉>療育・教育>障害のある児童生徒の就学)
- ・保護者やご本人のそばにあって、いつでも活用することができるファイルです。
- ・お子さんの成長の記録や、その折々での関わりや支援を、保護者の方と関係機関等で綴っていきます。
- ・お子さんと関わる人々(教育・医療・福祉等)が、互いに連携しながら支援をすることができるようになります。
- ・お子さんが進学・就職(保育所、幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校、特別支援学校、大学、事業所等)する際に、継続した支援をすることができるようになります。

**問い合わせ先** 学校教育課 Tel227-1941

## 3 療育

### (1) 未就学児・就学児の「療育」

「療育」という言葉を初めて用いた高木憲次博士は、「療育とは医療、訓練、福祉など現代の科学を総動員し、その児童が持つ発達能力をできるだけ有効に育て上げ、自立に向かって育成することである」と定義しています。

小さな集団の中で、お子様一人ひとりに合った丁寧な関わりができる療育の場に通うことで、仲間と一緒に「できた!上達した!」「自分にはいいところがある」と成功体

験を積むことができます。そうすることで、こだわりが強い、場面の切り替えが苦手、ルールが守れない、落ち着きがない等の発達の気かりへ対応でき、お子様が幼稚園・保育園・学校での集団生活をスムーズに送るための手立てとなります。

お子さまの育ちの状況や特性を理解し、保護者の子育ての悩みや不安などの相談にも対応できる療育の場で安心して子育てしていきましょう。

## (2) 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援

名称	対象	内容
児童発達支援	未就学児	療育を必要とするお子さんが通所して、日常生活における基本動作の指導と集団生活に適応していくための支援を受けることができます。
放課後等デイサービス	就学児	療育を必要とするお子さんが通所して、日常生活における基本動作の指導と集団生活に適応していくための支援を受けることができます。
保育所等訪問支援	未就学児 就学児	支援員がお子さんの通う保育所や小学校などを訪問して、お子さんや保育所・小学校等の職員に対して、集団生活への適応のための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	未就学児 就学児	重度の障害などで通所での支援の利用が困難なお子さんに対して、支援員が居宅を訪問して発達支援を行います。

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を利用するためには、事前の申請などの手続きが必要になります。

### 事業所一覧

鹿児島市ホームページで確認ください。

申請・問い合わせ先 障害福祉課自立支援係 Tel216-1304

※各支所福祉課・各保健福祉課でも手続きができます。

## (3) 障害児等療育支援事業

在宅の心身障害児（者）とその保護者に対し、在宅福祉を担当する職員（コーディネーター）が在宅福祉に関する保護者の相談等に応じるとともに、各種福祉サービスの提供に係る援助、調整等を行います。利用料は無料です。

### 対象

心身障害児（者）その他発達の遅れ等が気になる在宅の方とその保護者

申請・問い合わせ先 やまびこ医療福祉センター Tel238-2755

## VI 相談機関や施設など

### 1 小児慢性特定疾病に関する相談

#### 小児慢性特定疾病支援員による支援

療養生活上の不安や、お子さんが自立・就労ができるように（成人期に向けて）幼稚園・保育園・学校・医療機関等、関係機関と連携し、成長支援のための相談や、手続きに関する相談を来所時、またはお電話にて相談に応じています。

【相談日時】 月～金曜日（土日・祝日・年末年始は除く） 9：30～17：15

【電話】 216-1485（母子保健課）

#### 自立支援員による支援

自立・就労に向け、希望や状況等を踏まえ、各種支援策の活用について関係機関と連携し、利用計画を作成、継続的に支援します。お気軽に相談ください。

自立支援員：かごしま難病小児慢性特定疾患を支援する会（代表）中間 初子 他2名

【相談日時】 月～金曜日（土日・祝日・年末年始は除く） 10：00～16：00

【電話】 090-1921-3511（中間自立支援員携帯）

### 2 難病に関する手続きや相談

保健支援課及び県難病相談・支援センターでは、指定難病の医療費助成の手続きのほか、難病患者やその家族からの相談に応じています。

また、難病情報センターでは、難病の患者さんや家族の方々の療養上の悩みや不安を解消し、療養生活の一層の支援を図るため、情報提供を行っています。

○保健支援課 Tel803-6929

○県難病相談・支援センター（小野1丁目1番1号 ハートピアかごしま）

申請に関すること

Tel218-3134 月～金（祝祭日・年末年始は除く）8：30～17：15

相談に関すること

Tel218-3133 月・水～日（祝祭日・年末年始除く）9：00～16：00

○難病情報センターホームページ：<https://www.nanbyou.or.jp/>



### 3 生活・就労支援センターかごしまの自立相談支援員による相談

生活に困っている方を対象に支援する相談窓口です。「生活に困った。どこに相談に行けばいいのかわからない。」「仕事をやめて家賃の支払いができない。」「仕事がなかなか見つからない。」といった人を幅広く支援しています。就労については、自立相談支援員とハローワーク職員がワンストップで支援を行っています。

【相談日時】 月～金曜日（土日・祝日・年末年始は除く）8時30分～17時15分

#### 4 子どもの発達や発育、子育てに関する相談窓口

子どもの発達には誰でも不安や悩みがつきものです。相談窓口はどれも安心して相談できますので、お気軽にご相談ください。

区分	相談内容	日時	場所・問い合わせ先
親子ひだまり 発達相談	心理発達相談員、言語聴覚士、保健師による子どもの発育・発達の不安や気がかりなことに関する相談	お問い合わせ ください	【場所】各保健センター  ※問い合わせ先は P61 を参照ください。 ※各保健福祉課でも発育・発達の相談を受けつけています。
乳幼児 相談窓口	心理発達相談員、保健師による子育てに関する相談や、子どもの発育・発達の気がかりなことや保健福祉サービス等の相談	月～金曜日 ※祝日は除く 8：30～ 17：15	母子保健課 Tel.216-1485
巡回 発達相談	保育所、幼稚園、託児所等の巡回にて心理発達相談員による発達の気がかりなことに関する助言等	月～金曜日 ※祝日は除く 8：30～ 17：15	母子保健課 Tel.216-1485
総合発達 相談会	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理発達相談員、特別支援教育コーディネーター、心理発達相談員、保健師等による子どもの発達に応じた個別相談、保護者への助言等	お問い合わせ ください	【場所】各保健センター 【問合せ先】 母子保健課 Tel.216-1485
ことばの 相談	ことばの発達上指導の必要がある幼児（3歳～就学前）の言語の発達を促す指導、保護者への指導・助言	月～土曜日 ※水曜・祝日は 除く 9：00～ 17：00	市心身障害者総合福祉センター 「ゆうあい館」 (真砂本町 58-30) Tel.252-7900

#### 5 予防接種に関する相談

定期予防接種は、接種対象年齢が定められていますが、長期にわたり療養を必要とする疾病（白血病、がん等）にかかったこと等により、接種対象年齢であった間にやむを得ず定期予防接種を受けることができなかつた方は、接種対象年齢を超えて接種ができる場合があります。

また、骨髄移植等により予防接種で得られた免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師に判断された方を対象に、再接種費用について助成します。

いずれも接種の前に手続きが必要になりますので、ご相談ください。

問い合わせ先 感染症対策課 Tel803-7023

## 6 鹿児島市障害者基幹相談支援センター

子どもの心身の発達に関する相談ができます。

【相談日時】 月～土曜日（祝日・年末年始は除く）10：00～18：00

【相談場所】 山下町15-1 かごしま市民福祉プラザ3階

【電話】 226-1200

## 7 鹿児島県中央児童相談所

療育手帳、子どもについてのあらゆる相談ができます。

【相談日時】 月～金曜日（土日・祝日、年末年始は除く）8：30～17：15

【相談場所】 桜ヶ丘6丁目12 ※面接は要予約

【電話】 264-3003

## 8 子ども・家庭110番

子どもについてのあらゆる相談ができます。

【相談日時】 月～金曜日（土日・祝日、年末年始は除く）9：00～22：00

【電話】 275-4152

## 9 鹿児島大学病院「遺伝カウンセリング室」

遺伝病のご本人・ご家族、遺伝が関わっているのではないかという悩みを持った方に、様々な情報提供やカウンセリングを行っています。一人で悩まずに気軽にご相談ください。十分な時間を取り、わかりやすく説明いたします。

【カウンセリングする人】 臨床遺伝専門医が相談をお受けします。

【予約受付時間】 予約受付時間は、月曜日から金曜日の午後2時～5時の間です。

【カウンセリング日】 毎週金曜日の午後2時から5時までの間で、一人あたり1時間を目安にカウンセリングを行います。予約の日時に病院受付においでください。

【費用】（初回） 1時間あたり10,000円＋税

（2回目以降）1時間あたり 5,000円＋税

30分増すごとに※初回、2回目以降も共通5,000円＋税

問い合わせ先 鹿児島大学病院内科外来「遺伝カウンセリング室」 Tel275-5731

## 10 鹿児島県小児救急電話相談（#8000）

夜間におけるお子さんの急な病気、けが、応急処置などについて、看護師などが電話相談により症状に応じた適切な助言を行います。

【電話】「#8000」番（又は099-254-1186）

携帯電話からも利用可能

【相談日時】 平日・土曜 19時～翌朝8時

日曜・祝日等 8時～翌朝8時

## 11 就職に関する相談窓口

くわしくは各相談窓口にお問い合わせください。

相談窓口	連絡先	連絡先
鹿児島公共職業安定所 (ハローワークかごしま)	下荒田1丁目43-28 (天保山中学校近く)	TEL250-6060 (代表) TEL250-6071 (障害者援助部門) 月～金 8:30～17:15 祝日・年末年始を除く
ワークプラザ天文館 (マザーズコーナー併設)	東千石町1-38 (アイムビル6階)	Tel 223-8010 月～金 9:30～18:00 第2・4土 10:00～17:00
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てをしながら就職を希望されている方はどなたでも利用できます。</li> <li>・おおむね35歳未満の方（わかもの支援窓口）</li> <li>・35歳～55歳未満の不安定就労の方の就職活動を支援する専門の窓口です。（ステップアップ窓口＜就職氷河期世代専門窓口＞）</li> </ul>	
ワークサポートみなみ	宇宿2-3-5 (オプシアミスミ3階)	Tel 257-5670 月～金 10:00～18:00
	職業相談、職業紹介	
新卒応援ハローワーク	東千石町1-38 (アイムビル3階)	Tel 224-3433 月～金 9:30～18:00
	中学・高校・大学などの在学生及び既卒3年以内の方	
<p>相談内容（一部紹介）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●どのような仕事に向いているかわからない</li> <li>●面接で自分のことをうまく説明する自身がない</li> <li>●就職しても長続きしないのではないか、心配</li> </ul> <p>障害者援助部門では、障害をおもちの方の職業相談、職業紹介、職業訓練など、各種支援機関と連携を図りながら様々な支援を行います。</p>		

相談窓口	連絡先	連絡先
国立・県営 鹿児島障害者職業能力開発校	薩摩川内市入来町 浦之名1432	Tel 0996-44-2206
	障害のある方々に対し、その適性に応じた職種について、時代のニーズに応えられる知識・技能を習得してもらい、職業人としての自立を支援するため、各種の職業訓練を実施します。	

相談窓口	連絡先	連絡先
鹿児島障害者職業センター	鴨池2丁目30-10 (市営プール近く)	Tel 257-9240 平日 8:45~17:00
	障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方に対して、支援・サービスを提供します。	

相談窓口	連絡先	連絡先
かごしま障害者 就業・生活支援センター	新屋敷町16番217号 (県住宅供給公社ビルC 棟2階)	Tel 248-9461 月~金 8:30~17:30
	就職を希望されている障害のある方、あるいは在職中の障害のある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関と連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。 ※登録制です。	



## Ⅶ 親の会情報 ～誰かに相談したい・話がしたいとき～

### 【疾患全般対象】にじの会

にじの会とは、慢性疾病の子どもを育てている保護者の交流会の愛称です。母子保健課の主催で、夏と冬の年2回程度開催しています。対象者は小児慢性特定疾病児の保護者、その他療養中の児を育てている保護者です。

会では、保護者同士の情報交換、子ども同士の交流、また様々な専門家による相談会を実施しています。会の様子は「ニュースレター」を作成し、情報発信しています。

○「他のお母さん方の話が聞けて、気持ちが少し楽になれた」

○「就学のことについて話が聞けてよかった」

○「私も子どもも楽しい時間でした。スッキリです。子どももまだ帰りたくない！と言っていました」

○「やはり保護者同士仲間が必要だと思う。悩みを共有してくれる仲間がいれば子育ては一人ではないと思えるのでは…」

など、参加してよかったという声をたくさん頂いています。会の開催時は看護師・保育士による託児も行っています。ぜひ、お気軽にご参加ください。

問い合わせ先 母子保健課 TEL216-1485

### 【疾患全般対象】かごしま難病小児慢性特定疾患を支援する会

当会は、小児難病・小児慢性特定疾患の患児、患児家族がお互いに励ましあい助け合うと共に、情報交換をしながら交流を深め難病、小児慢性特定疾患についての正しい知識を学ぶことを目的としています。疾患を抱え一人で悩んでいませんか？患児、家族が抱える問題や悩みを皆さんで考え共有できる場を設けようと発足された会です。難病・小児慢性特定疾患の患児、家族であればどなたでもご入会いただけます。

問い合わせ先 かごしま難病小児慢性特定疾患を支援する会

小野町1-1-1（ハートピア3F）かごしま難病支援ネットワーク内

<https://kagonanbyo.net>

e-mail : [kagoshima.nanbyousyouman@gmail.com](mailto:kagoshima.nanbyousyouman@gmail.com)

(代表世話人) 中間 初子 090-1921-3511



## 【疾患全般対象】 coconowa (ここのわ)

医療的ケア児・病児・障がい児ママのサークルです。

オンライン交流会、対面交流会をメインに活動しています。その他、インクルーシブ子育てサロンやイベントも行っています。

サークルでは、子どもが NICU へ入院中のママから、在宅へ我が子が退院したばかりのママ、ケアで外出困難なママ、子どもの預け先がないママを対象に必要な情報の共有やママ同士の情報交換、親子の交流を実施しています。

対面交流会は、地域の保健センターで開催しており保健師さんや、その他センターの職員の方たちに一緒に参加してもらっています。

また、私たちの活動ではピアサポートという形で当事者ママたちがサポートスタッフとして入ってくれていますので、色んな悩みや困りごと、些細なこともご相談いただけます。ぜひ、お気軽にご参加ください。

### 問い合わせ先

代表 川添奈菜

メール [coconowa.nana2021@gmail.com](mailto:coconowa.nana2021@gmail.com)

Instagram @coconowa\_nana からお問い合わせください。



## 【医療的ケア児者・重症神経難病者】 鹿児島県医療的ケア児者家族会・鹿児島市医療的ケア児等の家族会

鹿児島県医療的ケア児者家族会は、医療的ケア児者とその家族が地域で安心・安全に暮らすために、会員同士および地域社会と連携して活動しています。

精神的にも体力的にもつらい日々の中で、家族が孤立しないよう悩みや課題を共有し、皆さんの環境が少しでもよくなるために支援充実を求めています。

なお、令和4年10月に「鹿児島県重症神経難病小児の会」と合併し、新たな仲間とともに、暮らしやすい社会の実現を目指していきます。

### 問い合わせ先

代表 柿内祥子 TEL090-4778-9057

e-mail : [shococo1021@yahoo.co.jp](mailto:shococo1021@yahoo.co.jp)

## 【疾患全般対象】 鹿児島リトルベビーサークル ゆるり

小さく生まれたお子さんを持つ家族の交流サークルです。

1500g 未満で生まれたお子さんのご家族を中心に NICU を卒業したご家族が集まり、交流会等を行なっています。

活動予定はホームページ (<https://lit.link/lbc00yururi>) やInstagramで発信しています。

### 問い合わせ先

[yururi.kagoshima@gmail.com](mailto:yururi.kagoshima@gmail.com)

Instagram(@yururi\_kagoshimalittlebaby)



## 【小児がん】小児がんサポート・のぞみ

小児がん患児・ご家族を対象に、講演会・交流会・小児がん経験者の会などを行っています。鹿児島大学病院・鹿児島市立病院の小児病棟に慰問活動を行っています。（クシパス絵画・手形作成・着物やドレスを着て記念写真など）

問い合わせ先 （世話人）中間初子 TEL090-1921-3511 nakama@wing.ocn.ne.jp

## 【1型糖尿病】さくらんぼの会

1型糖尿病の家族・患者会です。会費の関係で18歳未満のお子様を対象です。糖尿病協会に所属しており毎月さかえの購読が可能となります。また年2回交流会と勉強会を開催しています。

問い合わせ先 今村総合病院小児科 溝田 美智代 TEL251-2221  
いまきいれ総合病院 小児科 玉田 泉 TEL252-1090  
総合病院鹿児島生協病院（生協病院支部）小児科 森田 智  
TEL267-1455  
鹿児島市立病院（市立病院支部）小児科 桧作和子  
TEL230-7000

## 【胆道閉鎖症】胆道閉鎖症の子どもを守る会 鹿児島支部

胆道閉鎖症の患者及び、保護者を対象に年1回、交流会を開催しています。学校、医療、福祉、移植、精神的不安などについて、語り合える会です。

問い合わせ先 世話人 山元 弥生 TEL090-3415-5838  
胆道閉鎖症の子どもを守る会（東京都豊島区豊島 3-25-10-603）  
TEL03-3940-3150

## 【心臓病】一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会 鹿児島支部

心臓病児・者、家族を対象に、はあとの会（毎月最終土曜日13時からボランティアセンターにて話し合い、支部報作成、相談受け）、キャンプ（年1回、色々な体験を家族・会員で。身近な相談も。）、医療相談会、勉強会（講師を招いて）、クリスマス会、ボランティア（社協の募金活動・清掃活動等）、交流会（九州ブロック各支部との交流）、ピアサポートなど、様々な活動を行っています。

問い合わせ先 鹿児島県支部長 深野 麻衣 TEL080-1742-5527  
heart.mamoru.kagoshima@gmail.com

## 【てんかん】公益社団法人 日本てんかん協会（波の会） 鹿児島県支部

てんかんを持つ患者本人、親、家族、医師、専門職等てんかんに関心がある一般市民を対象に、毎月第2日曜日、鹿児島市精神保健福祉交流センターにて、てんかんに悩む人々の医療、学校教育、進路、就労、結婚、福祉等についての自由な語り合いを行っています（ピアカウンセリング含）。会場・開催日については電話かメールでお問い合わせください。

**問い合わせ先** 代表 前原 東十 TEL220-2512 TEL070-4700-2512  
(事務局) 下伊敷 3-88-19 nami\_kagosima@yahoo.co.jp

## 【腎臓病】NPO 法人 鹿児島県腎臓病協議会

会報（年4回）、電話相談受付、地区毎に研修会や交流会。会場・開催日については電話かメールでお問い合わせください。

**問い合わせ先** 代表 出森 幸一 TEL253-8758  
(事務局) 武1丁目45-36 敬愛ビル101号  
メール: kajinkyoo@nifty.com HP: //kajinkyoo.com/

## 【ターナー症候群】MIRAIの会

年2回、ターナー症候群の家族・患者会を行っています。

**問い合わせ先** 総合病院鹿児島生協病院 森田 智先生 TEL267-1455  
(今村総合病院小児科溝田先生でも可)

## 【ダウン症】OHANA club ~ダウン症育児サークル in 鹿児島~

ダウン症児・家族を対象とした交流会をしています。場所はふれあい館（星ヶ峯2丁目1-1 TEL264-8711）。下記Instagramのメッセージよりお問い合わせください。

**問い合わせ先** Instagram @ohanaclub\_21t.kagoshima

## 【ダウン症】日本ダウン症協会 鹿児島支部（つばさの会）

染色体の突然変異によって起こる「ダウン症候群」。心と体はゆっくり成長するけれど、持ち前の明るさと笑顔でみんな元気に色々なところで活躍しています。私たちはそんなダウン症の方々と家族同士の交流や情報交換の輪を広げていきたいと考えています。活動内容は講演会、医療関係者による相談会、交流会などです。あなたも一度参加してみませんか？ダウン症のある人とその家族、そして応援してくれる方ももちろん大歓迎です。

**問い合わせ先** 代表 佐々木 TEL 080-2731-8338  
メール jds.kagosima21@gmail.com  
Twitter @jds\_kagosima Instagram jds\_kagosima2  
Facebook www.facebook.com/JDSkagosima-106199059764001/

## 【脊髄性筋萎縮症】鹿児島 SMA の会

SMA(脊髄性筋萎縮症(主にⅠ型))の当事者・ご家族を中心として、本会に賛同し支援して下さる方々との交流会開催や、医療、療養、教育の情報を共有しながらSMAをより理解し療養生活を明るく豊かなものにするための勉強会を開催しています。

問い合わせ先 代表 中堀 TEL090-8405-6581

メール kagoshima\_sma@yahoo.co.jp

## 【膠原病】かごしま膠原病の会(青空の会)

私たちかごしま膠原病の会(青空の会)は、2017年の秋に発足した膠原病の患者会です。全身性エリテマトーデスをはじめ、さまざまな膠原病疾患の患者さまやご家族、関係者など、約60名が加入しています。代表の平山は19歳のときに全身性エリテマトーデスを発症しましたが、現在は2児の母親です。

将来のことで悩んだときやちょっと話を聞いてみたい、話を聞いてほしいと思ったら、ぜひお気軽にお問い合わせください。ひとりで悩まずに気持ちを共有できたらうれしいと思っています。

### ☆青空の会の活動内容

- ・医療講演会、膠原病セミナー(各年1回)
- ・「青空てらす」という名称の交流会(不定期)
- ・機関誌「みなみの青空」の発行(年1回)
- ・メールや電話、対面での相談(随時)

問い合わせ先 代表 平山志穂 TEL0995-50-1839

メール ho.aozora@gmail.com

ブログ <https://ameblo.jp/aletter/>

インスタグラム @ho.aozora

## Ⅷ 災害時の備え

### 1 災害に備える3ステップをご紹介します

#### ステップ1：身の回りの危険や避難場所を知る

災害が迫ってきた時に、適切な避難行動をとるためには、事前に自宅が安全か知ることや、避難する先を確認しておくことが大切です。かごしま i マップや指定避難所一覧で確認しましょう。

##### ★避難所には種類があります★

##### ○指定避難所

被災し、一定期間避難生活を送る必要が生じた時のための小学校等の施設

##### ○津波避難ビル

津波発生時、迅速な避難を確保するための堅固な中間層の建物等の一時的な避難施設

##### ○福祉避難所

甚大な被害が発生し、長期の避難生活が必要とされる場合のみ開設

避難行動要支援者など特別な配慮が必要な人が安心して避難できる施設

#### ステップ2：防災情報の入手・家庭での備え

災害時に適切にあわてず行動するためには、正しい情報を入手することが大切です。

また、災害の危険が迫って避難するときに自宅から緊急的に持ち出す「非常持出品」や各家庭最低3日分（推奨1週間分）の「備蓄品」を備えましょう。

##### 【防災情報の入手の例】

##### 鹿児島市防災情報 LINE

災害時に避難勧告等の発令情報や、避難所開設情報をトーク画面に通知します。



##### 安心ネットワーク 119

事前登録したメールアドレスに、災害情報、防災気象情報、避難情報、防災行政無線の情報などをメールで配信します（登録無料）。

配信の申し込み【anshin119@kagoshima-fd.jp】に空メールを送信

#### ステップ3：災害時の避難行動

鹿児島市では令和元年6月から警戒レベルを用いた避難情報を発令しています。避難情報発令時にとるべき避難行動について確認しましょう。また、避難所に避難する際は、1～2泊できるくらいの水、食料、生活用品（毛布など）を持って避難しましょう。

## 2 あんしんカード

災害時、慢性疾病をお持ちのお子さまの身体のこと、必要とする支援のことを、周囲の人にスムーズに伝えるため、あんしんカードを作成しましょう。災害はいつ起きるかわかりません。小児慢性特定疾病児手帳に挟み込んで平常時から持ち歩いてください。カードは母子保健課で配布しています。お問合せください。

基本情報		記入日		年		月		日		記入者		(続柄)	
ふりがな		生年月日		年		月		日					
氏名		血液型		A	B	O	AB	(Rh: + -)					
住所	鹿児島市			性別									
疾病名													
処方薬													
基礎病歴 アレルギー													
必要時 医療機関													

鹿児島市母子保健課 発行

連絡先	
保護者・家族	① 名前: (続柄: ) (関係: 別居) 電話: ② 名前: (続柄: ) (関係: 別居) 電話:
主治医	住所: 電話:
かかりつけ医	住所: 電話:
訪問看護 事業所	住所: 電話:
医療機器 業者	住所: 電話:
その他の情報・注意事項等知らせておきたいこと	

問い合わせ先 母子保健課 Tel216-1485

## 3 ヘルプカード

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたカードです。こちらのカードは災害時だけでなく、日常でも役立つものです。

### 【配布対象者】

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見から援助が必要なことが分からない方で、日常生活や災害時において、配慮や支援を必要とする方。

障害の有無、障害者手帳の有無は問いません。

### 【配布場所】

障害福祉課／保健支援課／各支所福祉課・保健福祉課

県障害福祉課、ハートピアかごしま、県内市町村等でも配布しています。

1人1枚（無料）申請の際にアンケートの記入が必要です。



問い合わせ先 障害福祉係課 Tel216-1273  
保健支援課 Tel803-6929

## 4 『災害時個別支援計画～基本情報シート～』の活用

『災害時個別支援計画～基本情報シート～』は鹿児島市難病対策地域協議会において、療養中の方やご家族が、日頃からの災害への備え（自助）をしておくためのシートとして作成されたものを、小児用に編集したものです。慢性疾病をお持ちのお子さんご家族が、療養生活を支える関係者と、相談しながらシートを記入することで、災害時に必要な物品や避難方法、緊急時の連絡先などの情報の整理と共有が可能です。また、内容が変わったときには、支援者の力も借りながら、情報を随時更新し、ご自宅の目につきやすいところに貼るなどして、緊急時の対応にお役立てください。シートはお子さまとご家族のものですが支援者への情報提供に同意される場合は、写しを渡し、災害時の支援に活用してもらいましょう。

シートの様式は2種類あります。No.1は人工呼吸器・在宅酸素・気管切開・吸引などを必要とするお子さま用、No.2はNo.1の医療機器は使用せず、医薬品や食事などで療養中のお子さま用となっています。より活用しやすいものにするため、様式は今後、随時変更になる可能性があります。最新のものは、母子保健課でお渡しします。

問い合わせ先 母子保健課 TEL216-1485

【参考】災害時個別支援計画～基本情報シート～ 様式 No.1 (R2.2Ver.)

表

災害時個別支援計画～基本情報シート～ (R2.2)				
計画作成日: 年 月 日		最新更新日: 年 月 日		No.1
ふりがな	性別	生年月日	年 月 日 ( 歳 )	
氏名	男・女	主病名	受給者番号(小慢: )	
住所	鹿児島市	電話	自宅: 携帯:	
緊急連絡先	続柄 ( )	電話:		
住所:				
家族・親戚連絡リスト	続柄 ( )	電話:		
住所:				
●関係機関情報(分る範囲で記入、緊急時にまず連絡するところに★をつけてください)				
名称	★	住所	電話	FAX
専門病院		住所:		
主治医		電話:	FAX:	
かかりつけ病院		住所:		
かかりつけ医		電話:	FAX:	
入院を希望する病院		住所:		
		電話:	FAX:	
レスパイト入院先		住所:		
		電話:	FAX:	
かかりつけ薬局		住所:		
		電話:	FAX:	
訪問看護事業所		住所:		
担当者		電話:	FAX:	
訪問介護事業所		住所:		
担当者(ヘルパー)		電話:	FAX:	
相談支援事業所		住所:		
担当者		電話:	FAX:	
援助をお願いできる近隣の方など		住所:		
		電話:	FAX:	
医療機器業者(会社・担当者)		住所:		
(使用機種)		電話:	FAX:	
その他		住所:		
		電話:	FAX:	

裏

●医療・避難時の介護などの情報		お薬手帳・保険証の写しなど貼付				
基礎情報	身長	体重	血液型	身体障害者手帳	有( 級・種 )・無・不明 手帳番号( )	
	血圧	体温	A・B・O・AB RH(+・-)	障害支援区分	区分( )	
	脈拍	SpO2		コミュニケーション方法	会話・筆談・文字盤 意思伝達装置・その他 ( )	
既往歴・他疾患 手術歴						
医療処置内容	なし・人工呼吸器・酸素療法・気管切開・吸引・経管栄養・留置カテーテル(尿)・人工肛門・膀胱ろう 皮下埋込型ポート・人工透析・腹膜透析・自己注射薬・点滴・その他( )					
主治者	名前	続柄( )				
避難予定場所	①	②				
緊急時移動手段	車(誰の )・福祉車両・福祉タクシー・その他( )					
足利行動要支援者登録	誰が( ) 方法は 車いす・ストレッチャー・その他( )					
	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
●医療状況(使用している場合、詳細を記入)						
人工呼吸器	使用頻度	内部 バッテリー	外部 バッテリー	機種名	アンビュー バック	使用練習
	24時間・夜間・その他( )	時間	時間			有・無 済・未
	換気モード	重規定(VCV)		軽規定(PCV)		特記事項
□気管切開で使用 用(TPPV)	換気モード 1回換気量( )ml/分 PS( )PEEP( )	換気モード IPAP( )EPAP( )換気圧( ) PS( )PEEP( )				
□マスクで使用 (NPPV)	呼吸回数( )回/分 換気時間または換気流量( )	呼吸回数( )回/分 換気時間( )				
酸素	酸素指示流量	非常時酸素可能時間(備蓄時間)		時間	特記事項	
	安静時 ℓ/分・労作時 ℓ/分	携帯用酸素	リットル	×	本	
気管切開	カニューレ製品名	サイズ	カフエア量	特記事項		
吸引	気管内・鼻腔内・口腔内	代替吸引器	使用練習	特記事項		
		無・有 ⇒ 電動・手動	済・未			
栄養	経口・胃ろう・腸ろう・ 経鼻カテーテル	製品名	サイズ	栄養剤製品名	総カロリー	
その他医療処置 特記事項など						
処方薬	★保管配慮が必要な薬など(例:冷蔵保存が必要等)					
自己注射薬・点滴						
電源の確保	無・有 ⇒ 車(ケーブル・コンセント)・発電機・その他( )					
	緊急時充電可能場所( )					
その他 (主治者からの意見や 配慮が必要なこと等)						
このシートは、お子さま、ご家族、支援者が、災害時の備え、情報を共有するためのものとして使用します。 支援している支援者も情報を共有することに同意します。						
年 月 日		対象児氏名		保護者氏名 印		

鹿児島市母子保健課 鹿児島市山下町11番1号 電話:099-216-1485 FAX:099-216-1284

## Ⅸ 市役所本庁・支所などの連絡先

鹿児島市の市外局番は（099）です。

施設名・部署名		所在地	連絡先
鹿児島市役所 本庁	国民健康保険課給付係	山下町11-1	216-1228
	障害福祉課障害福祉係		216-1273
	障害福祉課自立支援係		216-1304
	保健予防課		803-6927
	感染症対策課		803-7023
	保健支援課		803-6929
	こども政策課放課後児童育成係		216-1259
	保育幼稚園課利用調整係		216-1258
	母子保健課		216-1485
	こども福祉課家庭福祉係		216-1260
	こども福祉課児童給付係		216-1261
	こども家庭支援センター 相談支援係		808-2665
谷山支所	市民課国民健康保険係	谷山中央4丁目4927	269-8414
	谷山福祉課子育て支援係		269-8473
伊敷支所	伊敷福祉課福祉係	伊敷5丁目15-1	229-2113
吉野支所	吉野福祉課福祉係	吉野町3256-3	244-7379
吉田支所	吉田保健福祉課 吉田地区保健センター	本城町1687-2	294-1215
桜島支所	桜島保健福祉課 桜島地区保健センター	桜島藤野町1439	293-2360
喜入支所	喜入保健福祉課	喜入町7000	345-3755
喜入地区保健センター		喜入町6100	345-3434
松元支所	松元保健福祉課 松元地区保健センター	上谷口町2883	278-5417
郡山支所	郡山保健福祉課 郡山地区保健センター	郡山町141	298-2114
北部保健センター		吉野町3275-3	244-5693
東部保健センター		山下町11-1	216-1310
西部保健センター		永吉2丁目21-6	252-8522
中央保健センター		鴨池2丁目 25-1-11	258-2364

施設名・部署名		所在地	連絡先
南部保健センター		西谷山1丁目3-2	268-2315
鹿児島市 教育総合センター	教育委員会学校教育課	山下町6-1	227-1941

かごしま市慢性疾病で療養中のお子さんと  
ご家族のための療養生活ガイドブック

発行 令和5年3月

編集 鹿児島市母子保健課